第3期 宇治田原町環境基本計画 (原案)

含む 宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)

令和6(2024)年3月 宇治田原町

目 次

第	1	章		計	画	の	基	本	的	事	項																							
	1		計	画	策	定	の	趣	旨		•									•	•				•	•			•	•	•		•	1
	2		計	画	の	位	置	づ	け		•									•	•				•	•								1
	3		計	画	の	期	間				•										•							•			•	•	•	2
	4		計	画	の	対	象	分	野												•					•								3
第	2	章		計	画	策	定	の	背	景																								
	1		玉	内	外	の	動	向			•									•	•				•	•								5
	2		そ	の	他	の	動	向			•									•	•				•	•								9
	3		宇	治	田	原	町	の	概	況											•							•			•	•	•	12
	4		第	2	期	計	画	の	取	組										•	•				•	•								20
	5		環	境	の	現	状	ع	課	題		•									•					•					•	•	•	30
第	3	章		目	指	す	べ	き	環	境	像	ع	基	本	計	画	の	構	成	,														
	1		目	指	す	べ	き	環	境	像		•						•		•	•		•		•	•		•	•		•	•	•	44
	2		基	本	理	念	ح	計	画	の	構	成						•		•	•		•		•	•		•		•	•	•	•	44
第	4	章		目	指	す	べ	き	環	境	像	を	実	現	す	る	た	め	の	取	組		•	•	•	•			•	•	•	•	•	45
	基	本	理	念	1		脱	炭	素	化	に	取	IJ	組	む	ま	ち	(温	暖	化	対	策)										
						(宇	治	田	原	町	地	球	温	暖	化	対	策	計	画	(区	域	施	策	編))		•	•	•		•	47
	基	本	理	念	2		ご	み	の	削	減	に	取	IJ	組	む	ま	ち	(循	環	型	社	会)		•		•	•	•	•	•	58
	基	本	理	念	3		快	適	で	暮	ら	し	ゃ	す	い	ま	ち	(生	活	環	境)		•	•	•		•	•	•	•	•	64
	基	本	理	念	4		豊	か	な	自	然	ځ	共	生	す	る	ま	ち	(生	物	多	様	性)		•		•	•	•	•	•	69
	基	本	理	念	5		لح	ŧ	に	学	び	行	動	す	る	ま	ち	(学	習	•	協	働)		•	•	•	•	•	•	•	•	73
第	5	章		計	画	の	推	進	体	制	ح	進	行	管	理																			
	1		計	画	の	推	進	体	制		•	•			•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79
	2		計	画	の	進	行	管	理		•	•			•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79
	3		目	標	管	理	項	目		•	•	•								•	•		•		•	•		•	•	•	•			80

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、目指すべき環境像を実現するため、住民・事業者・行政が協働で取り組むための基本理念や目標、本町の環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境を取り巻く諸課題に取り組むため、次期計画となる第3次計画を策定するものです。

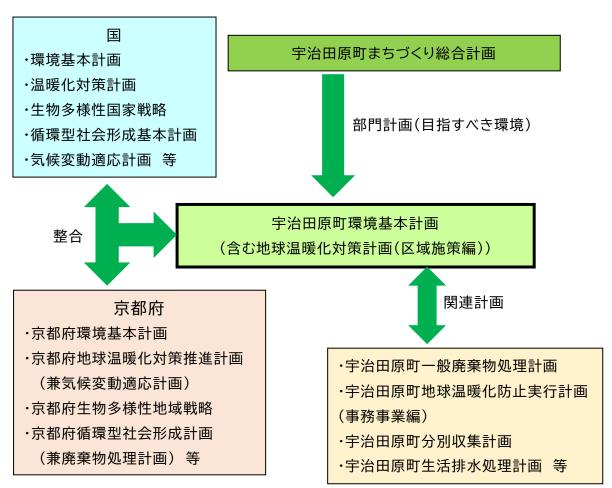
また、本計画には、地域の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー※1導入の促進などの緩和策と、現に進行している温暖化に伴う諸課題に対応するための適応策を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体実行計画に位置付ける「宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)」を含むものとします。

なお、従来は計画の名称を「環境保全計画」としていましたが、環境の保全だけでなく、活用も含め本町の環境に関する基本的な計画という観点から、「環境基本計画」とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の環境基本計画、温暖化対策(推進)計画、生物多様 性国家(地域)戦略、循環型社会形成(基本)計画等を踏まえるとともに、「宇 治田原町まちづくり総合計画」の部門計画として、目指すべき環境像を実現す るためのものです。

【図1 宇治田原町環境基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6 (2024) 年度から令和15 (2033) 年度までの10年間とします。その間、計画の進行管理を行い、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて期間の中間(5年)で見直しを行います。

【表1 計画の期間】

年度	令和6(2024)年度~令和 15(2033)年度
=1 40.00	第3期計画
計画期間	必要に応じ見直し

4 計画の対象分野

(1) 対象地域

計画の対象地域は宇治田原町全域です。ただし、廃棄物の処理などについては、近隣自治体等とも連携を図るものとします。

(2) 対象主体

計画の対象主体は、「住民」「事業者」「町 (行政)」であり、これらの各主体による協働と参画により計画を推進します。

【図2 各主体の役割】

住民

- ・環境活動への参画
- ・町の環境施策への協力
- ・ごみの削減、リサイクルの推進
- ・生活環境の保全
- ・省エネ等への取組



事業者

- ・公害の防止
- ・事業活動による環境負荷低減
- ・町の環境施策への協力
- ・住民の環境活動への支援
- ·廃棄物削減、資源循環



町(行政)

- ・基本計画に基づく施策の実施
- ・事業者や住民との調整、活動支援
- ・環境学習の実施
- ・情報の提供
- ・国・府・近隣自治体との連携

本計画が対象とする環境の分野は、基本理念として示す下記の5つの分野で構成されます。これらは互いに密接に関係しており、特に「学習・協働」については、すべての分野にまたがるものです。

なお、温暖化対策は「宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)」に位置付けられています。

- 1	/ 丰	2	計画	Μ	5 .1 ·	45	쑠	Œ	٦
	【 表	2	計画	w	Χ 1 :	忍	町	汧	1

温暖化対策	温暖化緩和策、温暖化適応策		
循環型社会	廃棄物削減・適正処理、リサイクル促進	学習・協働	
生活環境	公害防止、環境美化、動物適正飼育	環境学習 環境保全活動	
生物多様性	自然環境、開発調整、外来種·有害鳥獣対策		

第2章

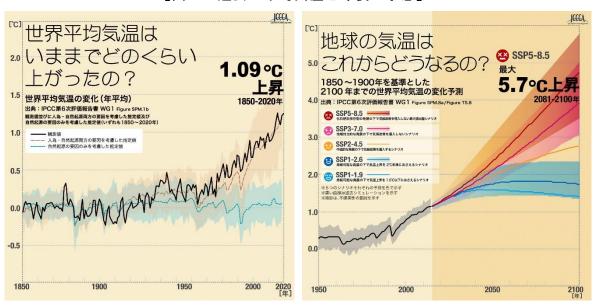
計画策定の背景

1 国内外の動向

(1)地球温暖化

地球の気温を適度な温度に保っている温室効果ガス※2の濃度が高くなりすぎると、気温が上昇して様々な影響を及ぼすようになります。

2021年の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)※3の第6次評価報告書によると、世界の平均気温は、工業化以前(1750年頃)と比較して1.09°C上昇し、対策を講じないまま上昇を続けると、今世紀末までに3.3~5.7°C上昇すると予想されます。



【図3 過去の平均気温と今後の予想】

出典)温室効果ガスインベントリオフィス/

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(https://www.jccca.org/)より

2015 年、第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21) ※ 4 において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組となる「パリ協定」が、国連サミットでは「持続可能な開発目標(SDGs)」がそれぞれ採択されました。

日本国内でも、平成 28 (2016) 年に温暖化対策計画が策定され、温室効果ガス排出量を 2030 年までに 2013 年比 26%、2050 年には 80%削減することとしました。さらに令和 3 (2021) 年の改定で経済活動に伴う温室効果ガス排出量を

2050年に実質ゼロとする「カーボンニュートラル」※5を宣言し、中期目標として 2030年で 46%削減(さらに 50%を目指す)することとしました。

平成30(2018)年に第5次環境基本計画が閣議決定され、環境に関する経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとともに、地域の活力を最大限発揮する「地域循環共生圏」※6の考え方を提唱しました。

さらに、同年成立した気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応計画が閣議決定されました。

京都府でも、温暖化対策計画の改定を受け、令和 2 (2020) 年に策定した京都府地球温暖化対策推進計画を令和 4 (2022) 年に改定し、国の計画と同様に 2050年のカーボンニュートラルを目指す他、再生可能エネルギー導入の「促進区域」※7設定に関する環境配慮基準を示しました。

(2) 循環型社会

公衆衛生の向上を目的としていた廃棄物処理は 2000 年代以降 3 R※8による循環型社会の構築を目指したものとなり、各種リサイクル法が成立しました。 平成 30 (2018) 年、第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、廃棄物の適正処理の推進と資源循環体制の構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築などにより持続可能な社会づくりとの統合的な取組を実施するものとされました。

京都府でも、平成29(2017)年に第2期、令和4(2022)年に第3期の京都府循環型社会形成計画が策定され、SDGsの考え方を踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出に向けた取組を推進するものとしています。

平成 25 (2013) 年、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行され、自治体等による拠点回収が開始されました。 2020 東京オリンピック・パラリンピックでは、「都市鉱山でつくる!みんなのメダルプロジェクト」において、使用済み小型家電から回収された金属によりメダルが製作されました。

日常生活で大量に使用されているプラスチック製品が適正に処理されず、不 法投棄などにより河川を通じて海洋に流出したものがマイクロプラスチック※ 9となり、環境汚染や生物への影響が懸念されています。

平成 21 (2009) 年に施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」が平成 30 (2018) 年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正され、海洋漂着物を抑制する

ため、国は都道府県を通じて河川での不法投棄の防止などの取り組みを支援しています。

京都府でも、国の基本方針の改定を受け平成30(2018)年に「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」を改定し、海岸を有する市町での海洋漂着物の回収や、川上の自治体でも使い捨てプラスチック削減のための啓発などを行っています。

令和 2 (2020) 年、海洋等へのプラスチックごみ拡散問題に対応し、使い捨て プラスチックを削減する目的でレジ袋の有料化が実施され、エコバッグの利用 率が高まる等、人々の意識の変化が見られました。

令和 4 (2022) 年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、今後は「容器包装物」に加えてその他の全プラスチック製品の分別収集への取り組みが開始されます。

(3) 生活環境

かつて、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)が社会問題となり、その後、各種公害対策法の制定により対策が進んだことで、事業所から汚染物質が排出されることが減少したものの、近年は身近な生活の場での騒音や臭気に関する苦情が増加する傾向にあります。また、アスベスト※10 やPM2. 5※11、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)※12等の化学物質による汚染が新たな問題となっています。

平成 22 (2010) 年 10 月、「水銀に関する水俣条約」が熊本市及び水俣市で開催された同条約外交会議及びその準備会合において全会一致で採択され、92 か国が署名して平成 29 (2017) 年に発効しました。我が国でも水銀の排出や使用製品についての規制を強化、一定以上の濃度のものを「特別管理廃棄物※13」として厳しく管理することとなりました。

京都府では、各地の道路や河川でポイ捨てされたごみが散乱している状況に対応するため、平成28(2016)年から「不法投棄やっつけ隊」を実施しており、山林や河川等に投棄されたごみを取り除き、不法投棄されない環境を目指して、行政、事業者、住民が連携して、これまでに福知山市、久御山町、宇治田原町、南山城村、木津川市で実施されています。

(4)生物多様性

2022 年 12 月、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) ※14 第二部で生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然と共生する世界 (2050年ビジョン) を目指し、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる (2030年ミッション) こととしています。

令和 4 (2022) 年に策定された生物多様性国家戦略 2023-2030 では、同戦略 2012-2020 における自然共生社会に向けた方向性をさらに発展させ、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を含めた自然資本の保全と活用をするための行動計画を示しました。

京都府でも平成30(2018)年に京都府生物多様性地域戦略を策定、京都らしい生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして引き継いでいくため、多様な主体が積極的にかかわる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めており、令和5(2023)年、行政や民間団体、地域住民や事業者が連携する活動拠点として、京都市と共同で「きょうと生物多様性センター」を設立しました。

(5)環境学習・協働

2002 年、第 57 回国連総会において、日本の提案により「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (DESD)」に関する決議案が採択され、平成 19 (2007)年、主導機関であるユネスコ※15 の日本国内委員会で DESD の更なる推進に向けた提言が採択され、ユネスコ事務局長に提出されました。

平成 24 (2016) 年、一人ひとりが環境についての理解を深め、環境活動に取り組む意欲を高めるための支援と環境教育を進めるため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」が改正され、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成 30 (2018) 年には同法の規定により施行後 5 年が経過した段階で同方針が変更されました。

基本方針は、地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置づけ、人の交流促進、成長につなげる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげるものです。同法及び基本方針ではパートナーシップ(協働取組)の必要性が強調され、環境行政への民間団体等の参加を促進し、行政、国民、民間団体等の関係主体による協働取組協定の締結推進、NPO※16等の活動を支援しています。

京都府では、「京都環境フェスティバル」「KYOTO 地球環境の殿堂」などのイベント、子どもたちに向けた環境学習ポータルサイト「エコこと学ぼ」や「夏休み省エネチャレンジ」「身近な川の生物調査」などに取り組んでいます。

2 その他の動向

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」は、17のゴールと 169 のターゲットで構成される国際目標で、2015 年 9 月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されており、2030 年を達成目標とし、持続可能でよりよい世界を目指します。

SDGsはすべての国が取り組むべき目標ですが、各国政府だけでなく、企業や自治体、市民など一人ひとりが行動することを求め、だれ一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

その目標は環境に関するものだけではなく、貧困、ジェンダー、経済成長、 平和などあらゆる分野に及び、行政の業務や企業活動などはそのいずれかに関 わりがあります。

本計画では、分野ごとに該当する項目のアイコンを示します。

【図4 SDGsの17のゴール】

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





































(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

2019 年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は瞬く間に世界中に拡大し、経済や社会の在り方に大きな影響を与えました。

日常生活においても、外出抑制や「三密」の回避により、人が集まる機会が減少し、イベントや屋内での学習会を開催することが困難となりました。最近は予防接種等による感染対策が進みつつあることから、主に屋外での環境学習については状況を見ながら模索が続けられています。

一方、「リアル」で人が集まらず、遠隔地にいながらインターネットを利用した会議やイベント、在宅で勤務する「リモート」という新しい形の文化が生まれています。

令和5(2023)年5月より、感染症法上の取り扱いが「2類」から「5類」となり、監視体制や感染対策が変更されていますが、依然として感染拡大の懸念は残されています。

これまでもたびたび発生してきた新興感染症は、開発による森林減少や野生生物との接触といった土地利用の変化、気候変動等の地球環境の変化が深く関係しているといわれ、今後の人間活動や自然との共生の在り方の再考を私たちに突き付けています。

(3) 宇治田原町の動向

平成 27 (2015) 年、城南衛生管理組合※17 を構成する 3 市 3 町 (宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、井手町、本町) ではプラスチック製容器包装物 (プラマーク) の分別収集が開始され、それまで「燃やさないごみ」として処理されていたごみの一部が資源物としてリサイクルされることになりました。

同年、自宅等での再生可能エネルギーの利用促進の一環として、薪ストーブ・ペレットストーブ設置費用への補助金交付制度を開始しました(令和 2 (2020) 年度で終了)。

平成 28 (2016) 年、前年 10 月からの試行期間を経て、使用済み小型家電の回収を開始しました。役場等の公共施設に回収ボックスを設置し、指定の 27 品目を回収。翌年から「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に本町も参加し、回収された使用済み小型家電からリサイクルされた金属がメダルの材料として使用されました。

平成30(2018)年の同プロジェクト終了に伴い、回収を一時中断していましたが、令和4(2022)年に回収を再開し、従来の対象品目に加え、パソコン、モニター、プリンター等幅広い家電製品を回収し、城南衛生管理組合構成市町が同組合に搬入し、組合から契約業者に引き渡されています。本町では2022年中に不法投棄分を含め、1t以上を搬入しました。

平成29(2017)年から、自宅に太陽光パネルと蓄電池を同時設置した住民へ

の補助金の交付を開始し、現在も年間4~5件の交付実績があります。

令和元(2019)年、エコパートナーシップうじたわらが国や京都府のレッドリストに掲載されている野生生物に加え、外来種※18(ブラックリスト)や地質を掲載した「宇治田原町の自然環境」を発行しました。

町と町内で操業する事業者のうち一定の条件を備えた事業者とが「環境保全協定」を締結し、町が独自に設定した環境基準※19 の遵守や排水の水質測定結果の報告等を求めていましたが、下水道の普及等を受け令和 2 (2020) 年、協定の内容を見直し、従前の町独自基準から法律や京都府条例に規定する規制基準 ※20 を遵守することを求めるものとしました。

一般廃棄物の適正処理と排出量の削減を目的に、令和 2 (2020) 年に町の廃棄物処理条例を改正し、町内で一般廃棄物(家庭系及び事業系)※21 の収集運搬を許可制に移行し、また、従来、家庭ごみの自己搬入は処理手数料を免除していたものを有料とし、長さが 1m を超える「大型ごみ」は事前申し込み制による収集としたことから、改正後は特に「燃やさないごみ」の排出量が減少し、一定の効果が見られました。

令和4(2022)年からは、環境汚染や発火事故の原因となる充電池やバッテリー、廃水銀製品など処理困難物の拠点回収を役場で開始、城南衛生管理組合やリサイクル事業者に引き渡しています。

3 宇治田原町の概況

(1)位置・地勢

宇治田原町は、京都府の東南部に位置し、京都府宇治市、城陽市、井手町、和東町、滋賀県大津市、甲賀市に接しています。令和 2 (2022) 年に移転した町役場の位置は東経 135 度 86 分・北緯 34 度 84 分 (10 進数による)、海抜 146mです。

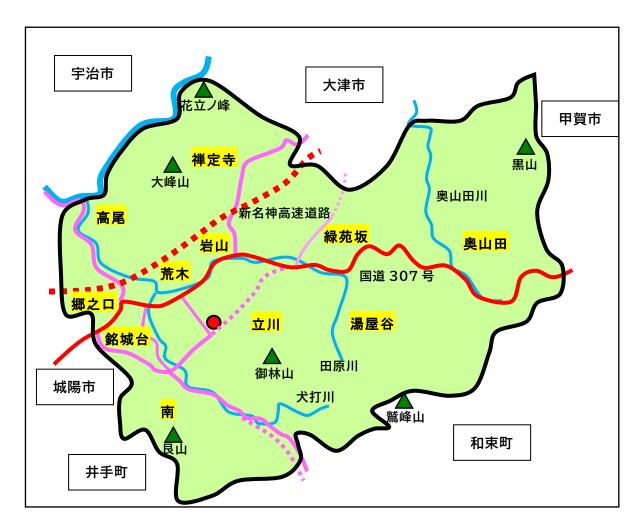
町域は南北 8.8km、東西が 10.9km、総面積は 58.16 kmです。

北西部の大峰山(506.4m)を中心とする山地と、南端の鷲峰山(681.2m)から北東及び南西に連なる山地が大部分を占めており、南部山地から広がる標高200m~250mの丘陵部と河川沿いの平坦地からなり、そこに多くの谷が組み合わさって陰影に富んだ地形を作り出しています。



【図5 宇治田原町位置図】

出展:Map-It マップイット | 地図素材サイト



【図6 宇治田原町の概要】

(2) 町内の概要

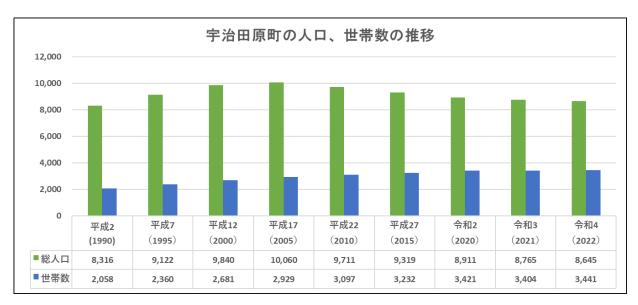
昭和 31 (1956) 年、田原村と宇治田原村が合併して誕生した宇治田原町は、上から見るとハートのような形をしています。

町内の河川は大きく分けると、湯屋谷の大滝を源とし、犬打川など多数の支流が合流して宇治川(瀬田川)に注ぐ田原川水系と、大福川などが合流し、最終的に瀬田川に合流する奥山田水系に分かれます。

町内を横断する国道 307 号は大阪方面と滋賀方面を結ぶ東西交通の大動脈で、新たな都市計画道路である宇治田原山手線の郷之口から町役場前までの区間が令和5(2023)年までに開通し、さらにその東側の区間で整備が進められています。

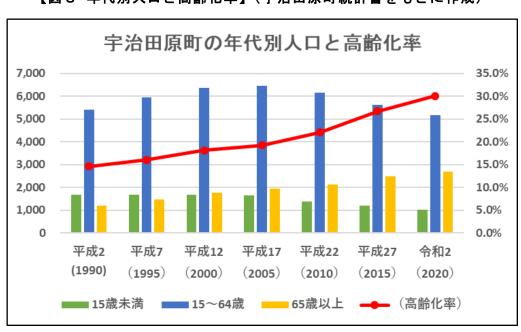
(3)人口

宇治田原町の人口は、新興住宅地の開発により増加してきましたが平成 16 (2006)年度以降は減少に転じ、令和 4 (2022)年 10 月 1 日現在で 8,645 人に、一方で世帯数は増加し、同年で 3,441 世帯となり、1 世帯あたりの人数は平成 2 (1990)年度の 4.04 人から令和 4 (2022)年度には 2.51 人と核家族化が進んでいます。



【図7 町内の人口等の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

年代別の人口では、平成 12 (2000) 年度以降は 65 歳以上の高齢者が 15 歳以下の若年層を上回り、高齢者人口は平成 2 (1990) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて 2 倍以上に増加、高齢化率も 15%弱から 30%にまで達しており、高齢化が進行しています。



【図8 年代別人口と高齢化率】(宇治田原町統計書をもとに作成)

(4)土地利用

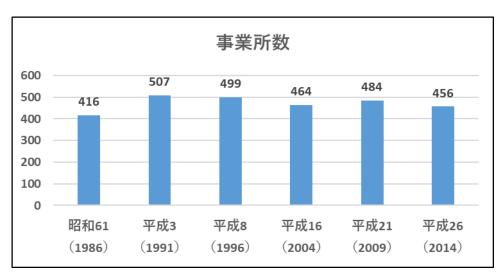
平成7 (1995) 年度から令和4 (2022) 年度の間に山林は128ha、田は30ha減少していますが、畑は46ha、宅地は65ha増加しています。その間、緑苑坂(住宅地)とテクノパーク、西の山集団茶園、国道307号及び府道宇治木屋線バイパスの開通などの開発事業が行われましたが、山林が町域の7割以上を占めています。なお、町域の面積は平成27 (2015) 年度に5,826haから5,816haに変更されています。

	平成7 (1995)	平成15 (2003)	平成20 (2008)	平成25 (2013)	平成30 (2018)	令和4 (2022)	割合 (2022)	増減 2022-1995
田	250	238	234	231	223	220	3.8%	-30
畑	242	271	265	287	279	288	5.0%	46
宅地	171	219	229	233	233	236	4.1%	65
山林	4, 608	4, 494	4, 497	4, 487	4, 448	4, 426	76. 1%	-182
原野	13	14	14	15	16	17	0.3%	4
雑種地	165	176	168	157	171	175	3.0%	10
その他	377	414	419	416	446	454	7.8%	77
合計	5, 826	5, 826	5, 826	5, 826	5, 816	5, 816		-10

【表3 土地利用の内訳(ha)】(宇治田原町統計書をもとに作成)

(5) 産業

町内の産業に関して特筆すべきことは、昭和 62 (1987) 年度の宇治田原工業団地と、平成 13 (2001) 年度の緑苑坂テクノパークの分譲開始です。いずれも民間の事業所集積地として造成され、特に宇治田原工業団地の造成以来、町内の製造業の事業所数と製品出荷額が飛躍的に増加しています。



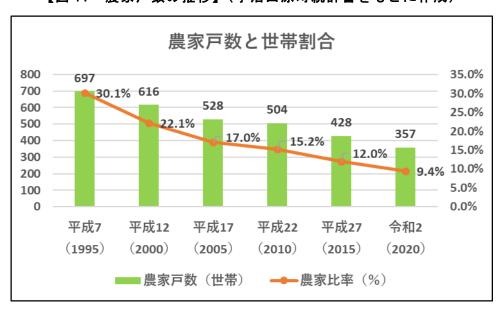
【図9 事業所数の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

【図 10 事業所数(製造業)と製品出荷額の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)



一方、町内の農家戸数と全世帯に占める割合は減少しつづけています。

【図 11 農家戸数の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

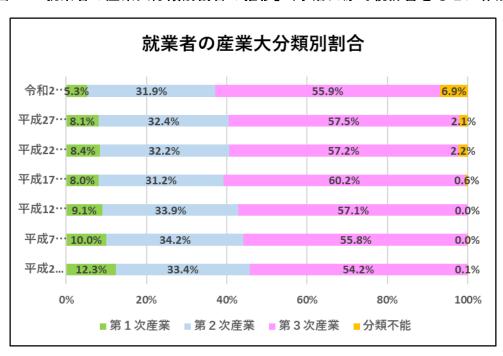


林業に関しては、森林面積は減少傾向が続いていますが、樹木の成長ととも に山林に蓄積されている木材の量は増加しています。



【図 12 森林面積と材積の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

町内での就業者全体では、第1次産業(農林業)従業者の割合が減少している一方、第2次産業(製造業等)、第3次産業(サービス業等)の割合は大きく変化していません。

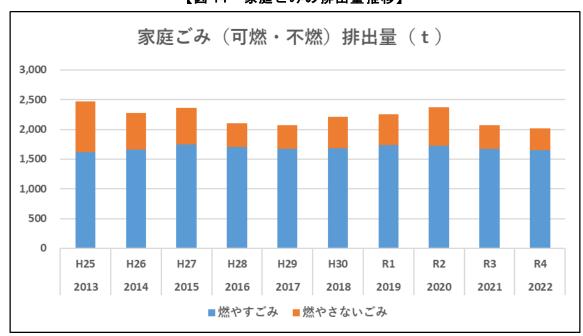


【図 13 就業者の産業大分類別割合の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

(6)ごみの処理量

家庭ごみは町(直営又は委託)が収集運搬し、城南衛生管理組合の処理場へ搬入しています。資源物として収集されたものはリサイクルされ、「燃やさないごみ」は破砕処理のうえ、金属等はリサイクルし、その他は焼却または埋立処分されています。最終的に焼却灰と埋立処分されるものは大阪湾等の最終処分地に搬入されています。

燃やすごみと燃やさないごみの排出量は、平成28(2016)年1月からのプラスチック製容器包装物(プラマーク)※22の分別収集開始により燃やさないごみが減少しましたが、その後増加し、令和2(2020)年12月からの自己搬入有料化により再び減少しました。



【図 14 家庭ごみの排出量推移】

(城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書をもとに作成(火災搬入除く))

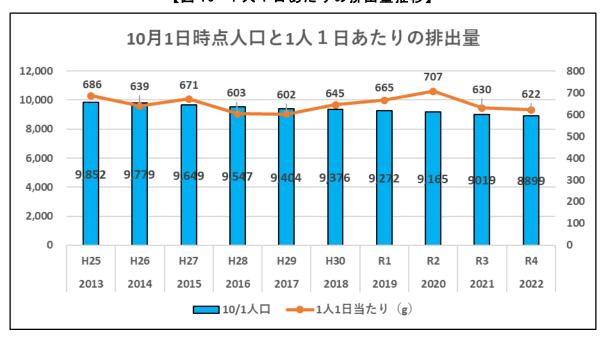
町が収集している資源物のうち、「飲食料缶」「飲食料びん」「ペットボトル」「紙パック」の排出量は、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度にかけて大きな変化はありませんが、2015(平成27)年1月から「発泡トレー」が「プラスチック容器包装物(プラマーク)」となり、それまで燃やさないごみとして処理されていたものを幅広く回収することとなりました。

資源物 (容器包装物) 排出量 (t) 250 200 150 100 50 0 H26 H28 H29 H30 R3 H25 H27 R1 R2 R4 2014 2013 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 ■飲食料缶 ■飲食料ガラスびん ■ペットボトル ■紙パック ■発泡トレー ■プラマーク

【図 15 容器包装物排出量の推移】

(城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書をもとに作成)

1人1日あたりの家庭ごみ(燃やすごみと燃やさないごみの合計)は、排出量の合計と比例して増減しています。



【図 16 1人1日あたりの排出量推移】

(城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績と宇治田原町住基人口をもとに作成)

4 第2期計画の取組

第2期計画で掲げた基本理念の基本目標ごとの主な取組と、期間中の実績をまとめました。

(1) 自然環境

基本目標1-1 豊かな緑を守り育てよう

森林の保全	
取組計画	口森林の適正な管理を推進する。
	口施業路整備に対し支援する。
	口町有林を活用した森林に対する意識啓発を行う。
	口住民や事業者との協働による森づくりを推進する。
取組実績	●間伐等の施業により森林の適正管理を推進した。
	●施業路の敷設等に補助金を交付し支援した。
	●町有林で「モデルフォレスト協会」会員企業との森づくりを実施
	した。
林業の振興	
取組計画	□地域林産物の特産化に向けた取組を推進する。
	口木質バイオマスなどの新たな木材の有効活用について検討する。
	口林業後継者の確保・育成を図る。
取組実績	●原木栽培シイタケを町の特産品としてPRした。
緑化の推進	
取組計画	口公共空間・住宅・事業所における緑化を推進する。
	口広葉樹の植栽等により、多様な生物が生息できる豊かな森林づく
	りを推進する。
取組実績	●事業所の設置や住宅地の開発では、一定割合の緑地の設置を義務
	付けている。

基本目標1-2 農地を守り育てよう

	1 2 辰地でもの目により
農地の保全	
取組計画	□荒廃農地や遊休農地の解消を推進する。
	口農地の保全に関する情報提供を行う。
	口認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図る。
	口有害鳥獣による被害低減対策を推進する。
	口農薬や化学肥料の使用における環境への配慮について意識啓発を行
	う。
取組実績	●荒廃農地調査を実施し、地域の担い手に農地の利用集積を推進した。
	●近隣農地に影響を及ぼす農地に草刈り指導を行うなど、適正な農地利
	用を推進した。
	●担い手農業者へ農地利用集積や規模拡大に関する意向を確認し農地集
	約化に関する取組を実施した。
	●猟友会や猿追い払い隊による、有害鳥獣の駆除や追い払いを行った。
	●有害鳥獣捕獲用檻、追い払い用電動ガン・受信機を貸し出した。
	●猿を追い払う「モンキードッグ」の育成を2名の飼い主に委嘱した。
農業の振興	
取組計画	口農業後継者の確保・育成を図る。
	口環境にやさしい農業への取組を推進する。
	口農業の体験イベントを推進する。
	口農業振興に関する情報提供を行う。
取組実績	●新規就農者や若手農業者の農業経営、農地規模拡大等に関する相談を
	受け、関係機関とともに育成・確保につなげた。
	●有機農業や低農薬・化学肥料低減に関する各種施策の周知を行い、環
	境にやさしい農業の推進に取り組んだ。
	●農業関係団体と連携し茶を中心とした体験イベントを実施し、町内外
	に日本緑茶発祥の地をPRした。
	●関係機関と連携し農業関係情報の発信に取り組んだ。
地産地消の推	進
取組計画	口学校給食で安全な地元の農産物使用を推進する。
	□地元農産物の販売促進と地産地消のPRを推進する。
	口地元農産物を使用した料理等のPRを推進する。
取組実績	●地元産の米や茶を使った学校給食を提供し、地産地消について啓発し
	<i>t</i> = 。
	●JAや商工会など関係団体と連携し、地元農産物や料理について様々
	な媒体を通じてPRした。

●観光施設「宗円交遊庵やんたん」で、「茶汁」など郷土料理を来訪者に 提供した。

基本目標1-3 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

生物多様性の保全						
取組計画	口生物多様性についての情報提供や啓発を行う。					
	□動植物の生息する優良な自然地の保護と保全を推進する。					
	□新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、自然環					
	境への配慮に努めるよう指導する。					
取組実績	●主にエコパートナーシップうじたわらを通じて、生物多様性の保全に					
	ついて啓発した。					
	●「宇治田原町の自然環境」(エコパートナーシップうじたわら)を発行					
	した。					
	●開発計画の事前協議に対し、周辺環境への配慮を求めた。					
外来生物対策						
取組計画	□外来生物の持ち込み抑制の啓発や、駆除など生態系の保全に関する取					
	組を推進する。					
取組実績	●主にエコパートナー会報誌等を通じて、外来生物について情報発信し					
	<i>t</i> = 。					
	●「宇治田原町の自然環境」(エコパートナーシップうじたわら)を発行					
	した(外来生物ブラックリスト掲載)。					
	●外来生物(アライグマ等)捕獲用檻を希望者に貸し出した。					
自然とのふれ	lあい					
取組計画	□生物観察会や自然とふれあうイベントを開催する。					
	口公園や遊歩道など自然とふれあえる空間の整備を推進する。					
取組実績	●エコパートナーや、教育委員会による環境学習会を実施した。					
	●末山及びくつわ池自然公園の再整備を行った。					

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
森林施業面積	累計数值	35ha	403ha	350ha	Α
担い手認定農業者数	単年度数値	39人	48人	40人	Α

※達成状況:「A」達成済み、「B」達成見込み、「C」達成困難、「D」後退

(2) 生活環境

基本目標2-1 きれいな空気を大切にしよう

大気汚染・悪	大気汚染・悪臭防止						
取組計画	口大気の測定監視を行う。						
	口大気汚染や悪臭に関して関係法令に基づき監視・指導を行う。						
取組実績	●工業団地内で年に1回、大気質測定を実施した。						
	●住民等からの通報に基づき大気汚染や悪臭の原因者に指導した。						
野外焼却防止							
取組計画	口野外焼却に関する指導・啓発を行う。						
取組実績	●違法なごみの野焼きには警察・消防と連携して指導した。						
	●農地等での野焼きによる煙・臭気の苦情に対して改善指導をした。						
排気ガス対策	Ę						
取組計画	□エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓						
	発を行う。						
	ロエコ通勤を実践し普及啓発を行う。						
	口公共交通機関を利用し、普及啓発を行う。						
	□低公害車や低燃費自動車などのエコカーを導入し普及啓発を行う。						
取組実績	●月に1回の「エコ通勤」を実施した。						

基本目標2-2 きれいな水を確保しよう

水質汚染防止	水質汚染防止							
水質汚染防山 取組計画	□公共下水道の整備を進め、公共下水道への接続を推進する。 □公共下水道が接続できない区域では、合併浄化槽への転換を推進する。 □浄化槽の適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行う。 □町管理施設では、排水処理施設を適正に維持管理する。 □生活排水による水質汚濁防止の啓発を行う。 □河川等の水質の測定監視を行う。							
	□水質汚濁に関して関係法令に基づき、監視・指導を行う。							
取組実績	 ●計画的に公共下水道を整備した。 ●補助金制度を活用し、合併浄化槽の設置を促進した。 ●京都府と連携し、浄化槽の適正管理について指導啓発した。 ●町内河川の水質及び地下水の水質検査を実施した。 ●河川への濁水等の漏洩に対し、原因者へ指導を行った。 							

水の確保	
取組計画	口節水意識や雨水利用の啓発を行う。
	□森林の保全を通じて地下水の涵養を図る。
	口良好な水道水を供給するため水道施設を適切に維持管理する。
	□河川や水辺周辺の美化活動やふれあいイベントを通じ、清潔で快適な
	水辺空間づくりを推進する。
取組実績	●補助金を交付し、自宅への雨水貯留施設の設置を推進した。
	●水源涵養のため森林の適正管理を推進した。
	●計画的に水道配水管を更新した。
	●「不法投棄やっつけ隊」など河川等での美化活動を推進した。

基本目標2-3 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう

坐中口1年4	こって 沃通でやりららのめる春らしをすつり			
騒音振動など迷惑行為対策				
取組計画	口騒音や振動など迷惑行為防止の啓発を行う。			
	□道路騒音の測定監視を行う。			
	□迷惑行為や公害苦情を受けたときは、現状確認・調査・指導など適正			
	な対応を行う。			
	口迷惑行為や公害を防止するため適切な指導を行う。			
	口新名神高速道路建設をはじめとする開発や、事業活動の際には公害に			
	関して関係法令に基づき監視・指導を行う。			
取組実績	●国道沿いで騒音測定を実施した。			
	●公害に関する苦情に対し現地確認、原因調査、指導などを実施した。			
	●開発計画に対し、関係法に基づく公害防止について指導した。			
動物の適正飼	育			
取組計画	口犬の登録、狂犬病予防注射の普及・啓発を行う。			
	口適正なペット飼育の啓発を行う。			
取組実績	●町HPやチラシ等で犬の適正飼育について啓発した。			
	●飼い犬の集団予防接種を実施した。			
	●犬の登録情報を精査した。			
	●犬以外のペットについても適正飼育について啓発した。			
環境美化の推	進			
取組計画	□環境美化の普及・啓発を行う。			
	口空地等の雑草などの適正管理への指導を行う。			
	口違法駐車や自転車の放置に対し適切な対応を行う。			
取組実績	●広報等で環境美化に取り組む団体の活動を紹介した。			
	●雑草が繁茂するあき地の管理者に、適正管理を指導した。			

基本目標2-4 ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

<u> </u>	このは過勤に定注し、こののないようを目指しり			
ごみの適正処理				
取組計画	口ごみの適正処理に関する啓発・指導を行う。			
	口家庭ごみの適正な収集を行う。			
	口不法な野外焼却について適正な指導を行う。			
取組実績	●「ごみの出し方ハンドブック」を作成し住民に配布した			
	●「ごみの分け方・出し方」チラシを適時更新し住民に配布した			
	●不適切な排出ごみに違反シールを貼付し適正処理を促した			
不法投棄対策				
取組計画	口定期的なパトロールや、監視カメラ・啓発看板の設置により不法投棄			
	対策を行う。			
	口警察など関係機関と連携し、不法投棄の解決を図る。			
取組実績	●不法投棄が横行する箇所へ看板を設置した。			
	●不法投棄が頻発する箇所に監視カメラを設置した。			
	●公共用地への不法投棄に対し、警察に捜査を依頼した。			
ごみのないま	きちづくり			
取組計画	口ごみのポイ捨て禁止や、ペットのフンの適正処理などマナー向上の啓			
	発を行う。			
	□まちをきれいにする条例に基づき、まちをきれいにする推進員の活動			
	と清潔できれいなまちづくりを推進する。			
	口住民や事業者と環境美化活動を推進する。			
取組実績	●ポイ捨てや犬のフン放置をしないよう啓発した。			
	●「まちをきれいにする推進員」を委嘱し、環境美化についての啓発や			
	不法投棄等の情報集を行った。			
	●「クリーンキャンペーン」などの環境美化活動に対し、物品提供やご			
	みの回収で支援した。			

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
下水道整備面積	累計数值	132ha	298. 5ha	330ha	С
汚水衛生処理率	累計比率	72%	82.8%	90%	С

(3) 資源循環

基本目標3-1 ごみを減らし、資源化を進めよう

3Rの推進

取組計画

- □ごみの3Rに関する情報提供・啓発を行う。
- □プラスチック容器包装物の分別収集を行うなど、ごみの減量や3R推進の体制づくりを推進する。
- □エコ推進員を中心とした地域でのごみの減量・再資源化を推進する。
- 口住民や事業者が行う3Rの取組を支援する。
- □公共施設におけるごみの分別と3Rを推進する。
- □公共工事や物品調達において再生資材や再利用製品の利用を推進する。
- 口ごみの量や分別状況・問題点などの情報提供を行い、住民や事業者のご み問題への意識の高揚を図る。
- □古紙・廃食油・エコキャップ回収を推進するとともに、新たな資源物の 回収を推進する。
- □家庭での生ごみ処理を進めるため、生ごみ処理機やコンポスト容器への 補助制度の啓発・周知を行う。
- □事業系ごみの減量や資源化を推進するため、事業者への情報提供・指導を行う。

取組実績

- ●資源物のリサイクル促進について啓発した。
- ●「プラスチック容器包装物」の分別収集を開始した。
- ●エコ推進員を委嘱し、ごみの適正な分別や減量について啓発した。
- ●地域で実施する古紙回収など集団回収に対し、補助金を交付し資源物の リサイクルを促進した。
- ●毎年のごみの回収量について、町HPなどで情報を提供した。
- ●廃食用油やペットボトルキャップの拠点回収を実施した。
- ●使用済み小型家電製品の拠点回収を実施した。
- ●生ごみ処理機を設置する家庭に補助金を交付した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
清掃活動参加人数	単年度数値	2,659人	5, 247人	4,000人	Α
1人当たりの1日ごみ量	単年度数値	641g	622g	468g	С
年間ごみ排出量	単年度数値	2, 292t	2, 019t	1, 624t	С
廃食油回収量	単年度数値	2, 062l	2, 2650	3, 000l	С
まちをきれいにする推進員数	単年度数値	110人	105人	130人	О
生ごみ処理機・雨水タンク購入補助制度利用台数	累計数值	297台	335台	350台	С
エコ推進員数	単年度数値	34人	38人	50人	O

(4) 地球温暖化防止

基本目標4-1 エネルギーを大切にしよう

省エネルギーの推進 取組計画 |口省エネルギーや節電の取組を推進するため、住民・事業者へ情報提供と 意識啓発を図る。 口公共施設におけるエネルギー使用量の低減と、節電の取組を推進する。 口公共施設への省エネ型設備の導入を推進する。 口クールビズやウォームビズなどの省エネルギー行動を実践する。 取組実績 ●省エネ家電への買い替えや、自宅の断熱化などに関する情報を提供し た。 ●夏期と冬期に公共施設での節電に取り組んだ。 ●「夏のエコスタイル」などに取り組んだ。 再生可能エネルギーの利用促進 取組計画 □再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や、啓発活動を行う。 口太陽光発電や薪ストーブなど公共施設における再生可能エネルギーの導 入を促進する。 口使用済み廃食用油を回収し、廃食用油から精製されたバイオディーゼル 燃料の公用車への活用を図る。 □新たな再生可能エネルギーの利用について検討する。 ●再生可能エネルギーの導入に関する制度等の情報提供を行った。 取組実績 ●自宅への太陽光発電及び蓄電設備への設置に対し、補助金を交付した。 ●自宅等への薪ストーブ・ペレットストーブの設置に対し、補助金を交付 した。 ●廃食用油をリサイクルしたバイオディーゼルを、公用車(ごみ収集車) に使用した。

基本目標4-2 地球にやさしい行動に努めよう

基 4 日 惊	基本日標4-2 地球にやさしい行動に分めよう			
地球温暖化	地球温暖化対策			
取組計画	□地球温暖化防止実行計画(事務事業編・区域施策編)に基づく取組を推			
	進する。			
	口温室効果ガスの排出量の低減を推進する。			
	□地球温暖化防止活動推進員と連携し、住民・事業者へ地球温暖化対策の			
	取組について啓発する。			
	□家庭で実践できるエコ行動の啓発を行う。			
	口フロンを使用している製品の適正処理を啓発する。			
	ログリーン製品やエコ製品の購入を図る。			

	口グリーン購入に関する情報提供・意識啓発を行う。		
	□環境マネジメントシステムの取組を推進する。		
取組実績	●平成 30 年度に区域施策編の中間見直しを行い、平成 29 年度、令和 4 年		
	度に事務事業編を改定した。		
	●家庭で実践できる省エネ対策などについて啓発した。		
	●冷蔵庫等の家電リサイクル対象品の適正処分について啓発した。		

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
薪ストーブ設置費補助制度利用総数	累計数值	3基	20基	33基	С
電気使用量口1世帯当たり)	単年度数値	6, 325kWh	5, 358kWh	5, 251kWh	С
地球温暖化防止活動推進員登録者数	単年度数値	5人	9人	10人	С
「エコ行動宣言」登録者数	累計数值	50人	58人	100人	С
温室効果ガス排出量口区域】	単年度数値	76.00 ↑ t-C02	76.00 千 t-C02	85. 25 ∓ t-C02	Α

(5) 環境学習・教育

基本目標5-1 環境について学習しよう

環境学習・環境教育の推進 取組計画 □環境学習に関する情報を収集し、ホームページや広報紙を用いて情報発信を行う。 □地域・家庭・行政における環境学習を推進する。 □環境学習や環境イベント、環境に関する出前講座を開催する。 □環境に関する啓発展示を通じて環境学習を行う。 □学校における環境教育の充実を推進する。 □地産地消や食育の取組を推進する。 □地産地消や食育の取組を推進する。 ● 広報紙やHPにより、環境学習に関する情報を提供した。 ● エコパートナーシップうじたわら等とともに環境学習を開催した。 ● ふるさとまつり等のイベントで環境に関する啓発展示を実施した。 ● 地域の特産品を使用した健康レシピを作成・発表した。

基本目標5-2 協働で環境にやさしいまちをつくろう

坐个口际	3 2 励動で境場に下でしてよってラブ				
環境活動の	環境活動の推進				
取組計画	□地域の環境保全活動への協力・支援を行う。				
	□環境保全活動を推進する人材育成・発掘を行う。				
	□エコパートナーシップうじたわらをはじめ、住民・事業者と連携した環				
	境活動を推進する。				
	口クリーンキャンペーンを促進し、環境美化の意識高揚を図る。				
	□地域住民やボランティアによる環境活動を支援・推進する。				
	□環境マネジメントシステムの取組を推進する。				
	□開発や事業活動の際に地域の自然環境や生活環境保全のため十分配慮す				
	るよう指導する。				
取組実績	●地域の環境保全活動を支援した。				
	●エコパートナーシップうじたわらや、住民・事業者と連携し環境活動を				
	実施した。				
	●地域での清掃活動に物品提供やごみの回収などにより支援した。				
	●地域での清掃美化ボランティアの活動を支援した。				
	●開発計画に対し地域の周辺環境に配慮を求めた。				

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
環境学習会等参加者数	単年度数値	317人	125人	400人	D
エコパートナーシップうじたわら会員数	単年度数値	130〔人・団体〕	103〔人・団体〕	150〔人・団体〕	D

5 環境の現状と課題

り、境界の先後と訴題				
1温暖化対策				
1-1温暖化緩和策				
(1)温暖化対策計画の推進と	・カーボンニュートラル目標設定と施策			
意識啓発	・住民や事業者への意識啓発			
(2)再生可能エネルギーの利	・促進区域指定等の検討			
用促進	・再生可能エネルギー設備の導入推進			
	・低公害車の普及促進			
(3)省エネルギー化の推進	・家庭や事業所の省エネルギー化の推進			
	・省エネ家電への買い替え促進			
(4)公共交通の利用促進	・公共交通の利用促進と支える体制づくり			
(5)森林の適正管理	・森林譲与税を活用した森林施業の促進			
	・二酸化炭素吸収量の算定とクレジット化			
	・木材の利用促進			
(6)廃棄物の削減	・焼却処分ごみの削減			
1-2温暖化適応策				
(1)熱中症対策	・熱中症警戒アラートの周知			
(2)災害対策	・災害廃棄物処理計画の策定			
	・防災情報の提供			
2循環型社会				
(1)ごみの排出量削減	・ごみの排出量削減			
	・食品口ス問題			
(2)家庭ごみの適正処理	・家庭ごみの適正分別と排出			
	・「ふれあい収集」の実施			
	・外国人住民への対応			
(3)事業ごみの適正処理	・町許可業者による適正処理			
	・事業ごみと家庭ごみの区分			
(4)ごみの野焼き	・ごみの野焼き習慣の見直し			
2-2資源のリサイクル促進				
(1)資源物のリサイクル	・プラスチックリサイクルの推進			
	・古紙等の集団回収の推進			
	・小型家電、家電リサイクルの適正処理			
	・バッテリー・充電池の適正処理			
	・廃食用油、ペットボトルキャップ、剪定枝のリサイクル			

3生					
3-					
	(1)公害の防止	・環境保全協定の遵守と事故時の対応			
		・特定施設等の手続きと基準の遵守			
		・ごみの焼却処分			
	(2)環境汚染の監視	・河川水質等公害の監視継続			
		・環境の変化による監視体制			
	(3)汚水処理	・合併浄化槽や公共下水道への切り替え推進			
		・浄化槽の適正管理			
3-	- - 2生活環境の保全				
	(1)ごみのポイ捨て・不法投棄	・ポイ捨て、不法投棄への監視と予防			
	の防止				
	(2)地域の美化活動の推進	・環境美化活動への支援			
	(3)あき地・空家の適正管理	・あき地及び空家の適正管理推進			
	(4)動物の適正飼育	・犬の登録、予防注射の適正実施			
		・猫の適正飼育啓発			
4生	物多様性				
	(1)自然環境の保全	・野生生物等の現況確認とその周知			
		・生物多様性地域戦略の策定			
	(2)開発と保全の調和	・開発調整、環境施設の設置			
	(3)自然とのふれあい	・自然とふれあう機会の提供			
	(4)外来生物·有害鳥獸対策	・生物の野外放出			
		・有害鳥獣対策、耕作放棄地の解消			
5学	習・協働				
5-	- 1環境教育・学習の推進				
	(1)環境に関する情報の提供	・情報の提供			
	(2)学びの機会の提供	・環境学習の機会提供			
5-	- 2協働による活動の推進				
	(1)環境活動への支援	・環境保全活動団体への支援			
	(2)環境基本計画の推進	・環境基本計画の推進			

1 温暖化対策

1-1温暖化緩和策

(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発

産業革命以降の平均気温の上昇を 1.5℃未満に抑えるため、国の温暖化対策計画や京都府温暖化対策推進計画では 2050 年までに経済活動に伴う温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目指すとされています。

本町では、平成 25 (2013) 年度に策定した第 2 期宇治田原町環境保全計画において、温暖化対策にかかる項目を「宇治田原町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」に位置付けており、今回の改定でどのような目標設定を行うのか、それを達成するためどのような施策を行うのか、検討する必要があります。また、協働で推進するため住民や事業者に対し計画の趣旨や重要性を伝え啓発していく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

温暖化対策は温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」と、現に進行する温暖化への対応である「適応策」が両輪とされています。

温室効果ガス排出の要因としてエネルギーの使用が大きな割合を占めており、 再生可能エネルギーの利用促進が温室効果ガス排出量削減の大きなカギとなっ ています。

国は脱炭素化の取組を加速するため、「脱炭素先行地域」の認定や、自治体による「促進区域」の指定に関する環境配慮方針を策定し、再生可能エネルギーの導入を促進しています。今後、本町においても、先行地域への申請や促進区域の指定について検討していく必要があります。

太陽光発電設備の設置場所として、既存の建物の屋根やあき地等を活用することが注目されており、町では、自宅に太陽光発電設備と蓄電設備を同時に設置する住民に対し補助金を交付し、京都府では事業者に府民の自宅へ設備を設置してもらうことで住民の初期投資を軽減させる「京都〇円ソーラープラットフォーム」を開始しています。今後、費用面から設置を躊躇する住民や事業者に対し、PPA※23 による再生可能エネルギー設備の設置を促す方策を検討していく必要があります。

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量は、排出総量の大部分を占めており、 排出量の削減のためには事業所における対策が重要となってきます。

京都府では中小企業等を対象にソーラーカーポート等の設置に対する補助制度を実施しており、町内の事業所にも制度について周知を図っていく必要があります。

国内での温室効果ガス排出量のうち、運輸部門が占める割合が約17%で、う

ち自動車は86%以上を占めています。乗用車の走行に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには、電気自動車等の低公害車の普及促進が必要で、EV※24やPHV※25 などの購入費用や充電設備の整備に対する補助事業も行われていますが、本町では充電設備が民間施設に設置された1か所のみであるため、電気自動車の普及促進を図るためには、公共施設等への充電設備の整備を検討する必要があります。

(3) 省エネルギー化の推進

再生可能エネルギーの推進と並び重要なのが省エネルギー化の推進で、その ためには省エネルギー型の電気製品等の導入と、住宅や事業所の省エネルギー 化を推進する必要があります。

日本の住宅は断熱性が低いと言われていますが、窓の断熱性能を高めるだけでも効果が大きいとされます。

国ではZEH※26 基準の住宅や事業所のZEB※27 化に対する支援制度を実施しており、有効活用できるよう、周知を図っていく必要があります。

家電製品の省エネ性能は年々向上しており、家電製品の更新は家庭の省エネ 化を推進するだけでなく、製品劣化による火災などを予防するためにも有効な 手段です。家庭で使用を続けられている古い家電の更新を促し、買い替えに伴 う処分も適切に行われるよう、制度の整備を検討する必要があります。

(4)公共交通の利用促進

自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには公共交通機関の利用促進が必要ですが、本町には鉄軌道がなく、公共交通はバスに依存しています。そのバス便も乗降客の減少などから路線の廃止や減便が行われており、町では独自の公共交通手段として町営バス等を運行するとともに、町外の鉄道駅と町内の観光地を結ぶバス路線を運行するなど、公共交通の利用促進を図っています。しかし、人口の減少やコロナ禍の影響、燃料費の高騰や担い手不足等の課題が山積しており、地域、交通事業者、行政の連携と役割分担による広域的な公共交通を支える体制づくりを検討する必要があります。

(5) 森林の適正管理

樹木は成長の過程で二酸化炭素を吸収し固定するため、温室効果ガスの削減で重要な役割を担っています。二酸化炭素の吸収量は林齢の若い樹木ほど高いとされ、植栽と伐採を繰り返すことにより、多くの二酸化炭素を固定することになるため、森林の適正管理による温室効果ガスの吸収は町域の約7割を森林が占める本町らしい取り組みであるといえます。

本町では、山林のおよそ半数を人工林(スギ・ヒノキ)が占めており、林齢が50年生を超え利用期を迎えた山林が増加している中、森林組合や地域の生産森林組合を中心に山林所有者が間伐等の管理に努めていますが、燃料費や労務費が上昇しており、施業により利益を確保することが難しい状況が続いています。

植栽した苗木が成長し出荷できるようになるまで、長期にわたる計画的な管理が必要であり、加えて、施業のために山に入り、伐採した樹木を搬出するための林道・作業道・施業路の整備も必要となるため、山林所有者には大きな負担となっています。

本町では、森林環境譲与税を活用し、いわゆる放置森林を整備する「森林経営管理事業」※28にも取り組んでおり、森林の適正管理に努めています。

カーボンニュートラルは温室効果ガス排出量そのものの削減と森林等による吸収分をあわせ、排出量が実質 O になることを目指すもので、将来の実質排出量を求めるためには森林施業による吸収量の算定が不可欠です。そのため、森林所有者と町の林業担当部署、環境担当部署が連携し、施業による吸収量の見える化を推進する必要があります。

適正な森林管理は木材等の林産物の生産だけでなく、カーボンオフセット※ 29 を目指す事業者に対する経済的付加価値(「Jークレジット」)を生み出すも ととなるため、森林所有者の収入源としてその創出と活用について検討してい く必要があります。

森林の適正な管理を推進するためには、施業により供給される地元産木材を 住宅や公共施設などへの利用促進を図る必要があります。

(6)廃棄物の削減

ごみを焼却処理すると温室効果ガスを排出します。リサイクルの推進や減量化を図ることは、温室効果ガス排出量の削減につながるため、焼却処理されるごみの排出量を抑制する必要があります。

1-2温暖化適応策

(1) 熱中症対策

近年、熱中症による救急搬送や死亡が増加傾向にあり、熱中症への対策は気候変動に対する「適応策」として重要と考えられます。環境省と気象庁では、令和3(2021)年度から全国を対象に「熱中症警戒アラート」の発表を開始し、熱中症との相関が高い「暑さ指数」が一定以上となることが予想された際に気象庁の府県予報区等を単位として発表されます。

熱中症を予防するためには水分補給などとともに空調を用いて室温を適切な 温度にする必要がありますが、特に高齢者のいる住宅ではエアコンを使わず熱 中症になる事例が発生しているため、節電意識も大切である一方で、命と健康 を守ることを第一に行動することを心がけるよう啓発することが必要です。

警戒アラートは環境省の「熱中症予防情報サイト」で発表されるほか、メールでの配信サービスも行われているため、住民に対して利用促進を啓発するとともに、町の SNS※30 アカウントを用いた発信等、住民への情報発信の手段についても検討する必要があります。

(2) 災害対策

近年の台風大型化、豪雨による水害や土砂災害の発生等は気候変動の影響によるものと考えられています。土砂災害の発生を正確に予測することは困難ですが、日常的に防災に関する情報を様々な方法で発信する必要があります。ひとたび災害が発生すると、大量の廃棄物が発生し、復興や環境衛生の保全に大きな影響を与える可能性があります。災害廃棄物は一度に大量に発生する一方、通常のごみ処理体制では短期間で処理することができないため、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の収集から処分までの一連の流れや廃棄物の集積場・仮置き場の想定などについて関係機関及び地域住民と連携し、災害の発生に備えた体制作りを行う必要があります。

近年、無謀な造成や盛り土が災害発生の原因となることがあるため、開発を計画する事業者に対して適切な指導を行う必要があります。また、町内の危険 箇所を防災パトロール等で把握し、改良工事等必要な措置を講じる必要があり ます。

2 循環型社会

2-1ごみの削減と適正処理

(1)ごみの排出量削減

資源循環と温室効果ガス排出量削減のためにも、「ごみ」として排出されるものをできるだけ削減する必要があります。

従来、家庭ごみの自己搬入は城南衛生管理組合処理場に支払う処理手数料を 免除していましたが、町廃棄物条例の改正により、家庭系廃棄物の搬入時も城 南衛生管理組合が規定する処理手数料を支払うものとするとともに、「大型ごみ」 の排出個数と収集回数を制限したところ、「燃やさないごみ」の排出量が大幅に 減少したことから、一定の効果があったものと思われます。

ごみ排出量のさらなる削減のためには、生ごみ処理機※31 の利用促進や家庭 ごみと事業ごみの区別の徹底、資源物のリサイクル推進等検討すべき課題が多 くあります。

近年はまだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」問題が課題とされており、 ごみとして排出されている中にも相当量が含まれていると推測されます。食品 ロスの解消のため啓発を推進することはごみの排出量削減にもつながります。

(2)家庭ごみの適正処理

家庭から排出される一般廃棄物(家庭系一般廃棄物)をスムーズに処理する ためには、適切に分別して排出されることが重要であるため、「ごみの出し方ハ ンドブック」や「ごみの分け方・出し方」チラシを適時更新する他、町のホー ムページでのごみの分別方法の検索機能により適切な排出が行われるよう啓発 する必要があります。

収集運搬したごみは一部事務組合「城南衛生管理組合」で処理しており、適 正な処理のため、同組合や他の構成市町と協調していく必要があります。

高齢化と核家族化の進行により町内でも高齢者のみの世帯が増加しており、 日常のごみ出しに苦労される方に対して直接自宅へ伺う「ふれあい収集」を実施しています。今後利用者が増加することも予想されますが、自力でのごみ出 しが困難な方を支援する必要があります。

自宅のごみを一度に多量に処分したい場合は処理場へ自己搬入するか、ごみ 収集業者に処理を委託する方法がありますが、処理を委託できるのは町が許可 した一般廃棄物処理業者だけであるため、適正な方法で処分するよう、啓発す る必要があります。

年々、町内の事業所で勤務する外国人が増加しており、言葉や生活習慣の違いから、ごみが適切に排出されないトラブルが発生しています。町では各国語版の「ごみの分け方・出し方」チラシを制作し、町のホームページからもダウンロードできるようにしています。自ら雇用する外国人従業員を町内の空家に居住させる事業所が増えているため、町内で生活するうえでルールを守るよう指導するのは雇用主の役割です。そのため、事業者に対して啓発を進める必要があります。

(3) 事業ごみの適正処理

事業所が排出する一般廃棄物(事業系一般廃棄物)は処理場への自己搬入または町が許可する一般廃棄物処理業者への委託により処理されています。城南衛生管理組合では、搬入された事業系廃棄物の抜き打ち検査を実施し、産業廃棄物の疑いのあるものなど、不適切なものが混入している場合は排出事業者及び収集運搬事業者に指導しており、適切な廃棄物処理が行われるよう監視していく必要があります。

個人事業主や小規模事業者の中には職住一体の事業所であることが多く、家庭ごみと事業ごみが明確に区別されずに排出されている可能性があるため、同じような種類のごみでも排出理由により区別する必要があることを啓発する必要があります。

(4) ごみの野焼き

城南衛生管理組合などのごみ焼却施設は、ダイオキシン※32 などの有害物質が発生しないよう設計された高度な処理能力を備える設備ですが、一般家庭等で小型の焼却炉を用いる場合は一定の基準を満たしたものでければなりません。基準を満たさない焼却炉や野焼きで処理すると、ダイオキシンや PM2.5 などの有害物質が発生し、煙や臭いが近隣住民の迷惑となるおそれがあります。農地ではもみ殻や刈り取った草をその場で燃やす習慣があり、煙などに関する苦情の多くがそうした野焼きに伴うものです。そのため、主に農家に対し、昔からの習慣を見直し、野焼きを控えるよう、啓発する必要があります。また、その他の事業所でも廃棄物を焼却処理しないよう、啓発する必要があります。

2-2資源のリサイクル促進

(1) 資源物のリサイクル促進

本町を含め城南衛生管理組合構成市町では、「飲食料びん」「飲食料缶」「ペットボトル」「紙パック」「プラスチック製容器包装物(プラマーク)」を資源物として処理し、リサイクルを促進しています。今後は幅広いプラスチック製品を回収することとなるため、その具体的な方法等について城南衛生管理組合及び構成市町で検討しています。

城南衛生管理組合では、令和 4 (2022) 年 4 月から、ペットボトルをペットボトルへ再生する「ボトル to ボトル」事業に取り組まれており、リサイクル率を高めるためには住民に対し適切に排出するよう一層の啓発を進める必要があります。

古紙類や古布は区や自治会が古紙回収業者と契約し集団回収に取り組んでいただいています。実施団体には回収量の実績に応じて補助金を交付し、地域での環境活動などに活用していただいています。城南衛生管理組合の分析では、現在も燃やすごみへの紙ごみ含有量は相当程度あることから、紙ごみの集団回収をより一層推進するよう啓発する必要があります。

パソコンやスマートフォン・携帯電話、デジタルカメラ等の使用済み小型家電製品には金など希少金属が含まれており、その含有量は鉱山から採掘される鉱石よりも多いことから、「都市鉱山」とも呼ばれています。本町では平成27(2015)年からの試行期間を経て、翌年から使用済み小型家電製品の回収を開始しました。現在は回収した小型家電製品を城南衛生管理組合が集約し認定リサイクル事業者に一括で引き渡しているため、回収対象製品を拡大しました。資源循環を促進するため、さらなる回収拡大を図る必要があります。

テレビ、エアコン、洗濯・乾燥機、冷蔵・冷凍庫は家電リサイクル法の規定に基づき処理することが定められていますが、適正な処理が行われないと、フロンガス等の有害物質が放出される場合があり、機械部品等を取り除いたもの

が不法投棄される可能性もあります。また、「不用品回収業者」によるトラブルも発生しており、適正な処理を行うよう啓発を進める必要があります。

小型の電気製品の普及により、充電池・バッテリーの廃棄も増加していますが、他のごみに混入すると、収集運搬や処理中に火災が発生するため、町では充電池、バッテリー、ボタン電池を廃水銀製品と同様に役場庁舎で回収しています。住民へは他の廃棄物に混入させないこと、発火事故も多い非純正品を使用しないことなどを周知する必要があります。

他にも廃食用油やペットボトルキャップを地域で拠点回収し、城南衛生管理 組合処理場へ搬入された剪定枝はチップ化されて地域住民に配布されており、 これらのリサイクルを促進するため、住民に協力を呼び掛ける必要があります。

3 生活環境

3-1環境汚染の防止

(1)公害の防止

本町では「宇治田原工業団地」と「緑苑坂テクノパーク」が整備され、多くの事業所が立地しています。これらが設置されるにあたり、河川の水質汚濁や騒音の発生等を防止するため、町と一定の条件を満たす事業者が「宇治田原町環境保全協定」を締結し、法に規定する規制基準を遵守、規制対象項目以外は環境基準を尊重することとしました。それでも、事故による油や濁水の流出が発生した場合は、現地の状況を確認し、油膜の拡散防止等の手立てを講じた上で原因者に指導を行う必要があります。

また、新たに事業場を設置する場合や「特定施設」※33 を設置する事業者に対しては、必要な届出等の手続きを行うほか、規制基準の遵守や周辺環境への配慮を求める必要があります。

近年は公害に関するトラブルが減少しているものの、事業所からの騒音や臭気等について苦情があった場合は、当該事業所に対し対策の実施と改善を求める必要があります。

基準に沿った設備以外でごみを焼却すると、大気汚染の原因となることから、 野焼きなどを行わず、適切に処理するよう事業者に啓発する必要があります。

(2)環境汚染の監視

町では田原川水系及び奥山田水系で水質調査を実施しており、環境基準(水質)を維持するため引き続き監視していく必要があります。

今後、新名神高速道路などの道路網が整備されるとともに、沿線で事業所の設置や開発が促進され、交通量の増加により騒音や大気汚染が発生することが懸念されますが、町が工業団地内で大気質の調査を実施した結果、過去 21 年間で有害物質が基準値を超えたことはありません。京都府では府内各地に測定ポ

イントを設定し、大気汚染の発生状況を常時監視していますが、本町については周辺地域と比較しても交通量や事業所数が少ないため、深刻な大気汚染が発生する可能性が低いとして、常時監視の対象エリアとはなっていません。今後、交通量や事業所数が増加する場合は、独自に監視することを検討する必要があります。

(3) 汚水処理

河川の水質を保全するためには、生活排水や事業所からの排水を適切に処理する必要がありますが、家庭のし尿処理方法は、くみ取りから浄化槽や公共下水道への切り替えが進んでいます。令和4(2022)年度の生活排水処理率※34は82.8%まで増加していますが、公共下水道整備区域での下水道未加入世帯の接続と未整備区域での合併処理浄化槽※35への切り替えを促進していく必要があります。また、浄化槽の処理能力を維持するためには年に一度の法定検査を受ける必要があり、適正な処理が維持されるよう結果が不良な管理者に対して改善を指導していく必要があります。

3-2生活環境の保全

(1) ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

国道 307 号はごみのポイ捨てが多く、林道で家電製品などの不法投棄が発生しています。

町では「宇治田原町まちをきれいにする推進員」を委嘱し、ごみのポイ捨てや犬のフン放置、落書き行為を発見された場合は町への情報提供をいただいています。実際に推進員からの情報により不法投棄事案が解決した事例もあります。ごみのポイ捨てや犬のフン放置に悩まされている住民へは町から警告看板を提供し、不法投棄が頻発する場所へは「不法投棄重点監視区域」看板を設置しています。

道路や河川等に不法投棄が行われた場合は管理者が適正に処分していますが、 山間部に位置する本町は人目に付きにくい場所に不法投棄が行われることが多 く、土地所有者に防止への啓発をする一方で、監視を強化していく必要があり ます。

(2)地域の美化活動の推進

町内ではボランティア団体が地域の環境美化のため活動されています。また、地域住民が参加する「クリーンキャンペーン」や「道つくり」などの清掃活動を実施されており、物品の提供やごみの回収などにより支援する必要があります。

(3) あき地・空家の適正管理

宅地等あき地の雑草が繁茂することで近隣住民に迷惑が及ぶ場合があり、町では「あき地の除草に関する条例」に基づき所有者に対して指導を行います。また、町内でも住民のいない空家が増えており、中には老朽化して倒壊の危険性が指摘されるものもあります。町では、居住可能な空家を「空家バンク」に登録し、居住希望者と所有者の橋渡しをする一方、老朽化した家屋を解体する場合は補助金を交付しています。今後もあき地や空家が増加することが予想されるため、所有者等に適正な管理を求めていく必要があります。

(4)動物の適正飼育

犬を飼育する場合は狂犬病予防法により登録と予防接種が義務付けられていますが、すべての飼い犬で実施されるよう、地域での集団接種や、飼い主への啓発により接種率の向上を図る必要があります。また、鳴き声などしつけの問題、散歩時のフン放置やノーリードなど、飼い主のモラルやマナーに関する相談・苦情もあるため、適正飼育に関する啓発を進める必要があります。

以前から町内ではたびたび「野犬」※36 の目撃情報があり、保健所へ捕獲を依頼するとともに、情報提供等について連携しています。その起源は捨てられた飼い犬や猟犬と考えられるため、ペットの終生飼育について啓発していく必要があります。

住民から野良猫への餌付けなどについて相談を受けることがありますが、犬と異なり登録の義務がないため、行政では猫の引取や保護を行うことができません。責任をもって飼育することができない猫に対して餌付けしたりしないよう、飼い猫の安全のため室内飼育を推進するよう啓発する必要があります。また、自治体によっては望まぬ繁殖を抑制するため、ペットの去勢・避妊に対して補助金を交付している場合もあり、野良猫問題の解決に向けた方策の一つとして検討します。

4 生物多様性

(1) 自然環境の保全

本町は町域のおよそ7割を森林が占めていますが、近年は開発の進展により、 森林面積は減少傾向にあります。それでもなお、集落周辺には山林や農地が広 がり、豊かな自然を身近に感じることができます。

生物多様性の保全はその地域にどのような生物が生息しているのか把握できなければ保全することはできません。本町ではこれまで「宇治田原町の野生生物(レッドデータブック)」と「宇治田原町の自然環境」を発行していますが、町内全域を対象とした大規模な調査は近年実施されていないため、住民等の協力を得ながら町内の自然環境の実態を調査し、その価値を広く周知する必要が

あります。

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、自然資本の保全と活用するための行動計画として、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」に沿って国立公園等の保護地域以外で社寺林や企業有林など幅広い場所を対象に、生物多様性保全に貢献する場所(OECM)として認定するとしており、本町でも、生物多様性地域戦略を策定することで野生生物の過剰採取や区域外からの放出の防止、農薬や肥料を適切に使用した環境負荷の低い農業の振興など、生物多様性の保全を図りながら、地域や住民への生態系サービスの充実を図る必要があります。

(2) 開発と保全の調和

今後開発が促進されていくことが予想されますが、開発と保全が調和し、無 秩序な開発が行われないよう、都市計画で土地利用の在り方を示し、開発計画 に対し、生物多様性保全への配慮や緑地等の環境施設の設置などを求め、違法 な開発が行われないよう、監視や指導を強化する必要があります。

また、公共事業においても、生物多様性の保全に配慮した工法や材料の使用に努める必要があります。

(3) 自然とのふれあい

本町では、豊かな自然に触れながら野外活動を行える「末山及びくつわ池自然公園」や、京都モデルフォレスト協会※37 を通じた企業の力で森林整備を行う御林山(町有林)、大阪から東京までを結ぶ「東海自然歩道」、町内の歴史や自然をテーマとした散策ルート「宇治田原歴史の道」が設定されており、これらの施設等を活用し、人々が楽しみながら豊かな自然に触れる機会を設けていく必要があります。

(4) 外来生物·有害鳥獣※38 対策

山間部の盆地に位置する本町は、近隣地域と比べ外来種の侵入が少ないと思われますが、アライグマやヌートリアをはじめ、特定外来生物に指定されている動植物の繁殖が見られます。近年は海外からヒアリ等の侵入が頻発していますが、特定外来生物に指定されている生物の多くは人間の手で移入されたものです。海外との人や物資の往来が活発な現代社会において、外来種の侵入を阻止することは容易ではありませんが、ペットや園芸植物として輸入された生物を野外に放出しないよう心がけるだけで被害を軽減させることができます。また、国内に生息する生物であっても、本来の生息地以外の場所へ移入することは遺伝的攪乱をもたらすおそれもあるため、ペットとして飼育していた動物(哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫、魚類等)や水槽・池などに入れていた植物を野

外に放出しないよう、啓発をする必要があります。

外来生物の把握や駆除方法の検討にあたっては、環境省や京都府等関係機関 との連携が必要です。

町内では外来種以外の野生鳥獣の生息数も増加しており、しばしば国道などで鹿による交通事故が発生し、農作物や山林の植物が食害を受けています。山林の下層植生が減少すると保水力が低下し、土砂崩れなどの発生が懸念されます。また、野生動物とともにマダニやヤマビルも増加することになり、野生生物の進出に伴い集落近くでも人に対する被害が増加するおそれがあります。

町内でも耕作放棄地が増加しており、適切な管理が行われず原野化すれば、 野生動物にとっても都合のいい環境となり、ますます人間の生活の場に近づき やすくなります。また、人家に隣接している場所では雑草の侵入や花粉・種子 の飛来、害虫の発生などが問題となります。農地の集約化や適正管理への支援、 後継者の育成などにより耕作放棄地の解消を図るとともに、猟友会等と連携し、 地域住民による有害鳥獣対策を支援する必要があります。

5 学習・協働

5-1環境教育・学習の推進

(1)環境に関する情報の提供

住民や事業者に対し、環境問題に関する意識を高めるため、また、本町の豊かな自然環境に関する情報をまちの魅力の一つとしてPRするため、様々な媒体を通じて広く情報を発信していく必要があります。

(2) 学びの機会の提供

本町では、住民(成人・子供)に向け、主に教育委員会やエコパートナーシップうじたわらが環境学習の機会を提供してきました。また、森林組合をはじめ、農林業にかかる団体等がイベントなどを開催し、ふるさとの自然にふれる機会を設けてきました。

小中学校では、城南衛生管理組合の施設見学や農園での特産品に関して学び、 校区では地域在住の講師を招いて自然環境や環境問題に関する学習会が開催さ れています。

教育委員会では生涯学習の一環として、町内の自然環境に関する環境学習を、エコパートナーシップうじたわらは「エコクッキング」や、町立保育所への出前講座、自然観察会やハイキングを通じて身近な環境問題について学ぶ機会を設けてきました。しかし、令和2(2020)年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大で休止を余儀なくされ、令和4(2022)年度からは感染状況を見ながら屋外で実施できる自然観察会を再開しています。

環境問題に関心を持ち、身近な自然環境等の価値を理解してもらうためには、

町内の環境の現状やどのような生物が生息しているのかなどを知ることが大切であるため、環境に関する学習の機会提供を図っていく必要があります。

5-2協働による活動の推進

(1)環境活動への支援

本町では平成 16 (2004) 年、住民・事業者・行政が協働により環境活動に取り組む「エコパートナーシップうじたわら」が設立され、住民に対する啓発活動、環境学習の実施、町内の野生生物の調査等に取り組んでいます。設立当初は約 130 名の会員数でスタートしましたが、現在は 100 名程度となっています。近年はコロナ禍で活動機会が減少していたこともあり、今後は入会への動機づけを行うとともに、次代の運営を担う人材の発掘等、会を持続発展させるための方策を検討する必要があります。

町内では環境保全や美化清掃に取り組む団体・グループがありますが、世代交代や人材確保が課題であり、その活動が継続されるためにはどのように支援していくのか検討する必要があります。その一環として、住民や事業者に環境活動への参加に関する情報を提供する必要があります。

(2)環境基本計画の推進

環境基本計画は進行管理を行いながら推進していく必要があります。計画期間を 10 年間としていますが、その間、国や京都府の環境施策、その他環境を取り巻く状況を見ながら、必要な見直しを図る必要があります。

環境基本計画は本町の環境施策の基本方針を示すものであるため、計画に沿って各種環境施策を実施していく必要があります。

第3章

目指すべき環境像と 基本計画の構成

1 目指すべき環境像

第3期計画では、環境を取り巻く情勢の変化と、今後重要となるキーワードをもとに新たに目指すべき環境像を「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」と設定しました。

その意味は、人と自然が調和して共存し、ともに未来(循環型社会)を作るというものであり、「茶ごころ」とは、心を落ち着かせ、ゆとりをもって行動し、製茶法を惜しみなく広めた永谷宗円のようにすべてにやさしい広い心の持ち方をいいます。こうした精神性は、「ハートのまち」宇治田原にふさわしいものといえます。

2 基本理念と計画の構成

本町の目指すべき環境像を実現するため、環境分野ごとの基本理念を設定します。

目指すべき環境像 「環を尊び 人と自然が未来をつくる 茶ごころのまち 宇治田原」 基本理念 2 基本理念1 基本理念3 基本理念4 温暖化対策 循環型社会 生活環境 生物多様性 (宇治田原町地球温暖化対 策計画 (区域施策編)) 基本理念5 学習・協働 各分野の基本目標 住民、事業者、行政の取り組み

【図 17 環境基本計画の構成】

第4章

目指すべき環境像を 実現するための取組

目指すべき環境像を実現するため、本計画では分野ごとに5つの基本理念を、またそれぞれに基本目標を設定し、町、事業者、住民が取り組むべきことを示します。

【表4 基本理念及び基本目標、取組の体系】

+						
基本理念	基本目標	町の取組(施策)				
1 脱炭素化に取り組	1-1 温室効果ガス排出量を削減する	(1) 温暖化対策計画の推進				
むまち(温暖化対策)		と意識啓発				
(宇治田原町地球温暖		(2) 再生可能エネルギーの				
化対策計画(区域施策		利用促進				
編))		(3) 省エネルギー化の推進				
		(4) 公共交通の利用促進				
		(5) 森林の適正管理				
		(6) 廃棄物の削減				
	1-2 進行する気候変動に適応する	(1)熱中症対策				
		(2)災害対策				
2 ごみの削減に取り	2-1 ごみを削減し適正に処理する	(1) ごみの排出量削減				
組むまち(循環型社		(2) 家庭ごみの適正処理				
会)		(3)事業ごみの適正処理				
		(4) ごみの野焼き				
	2-2 資源のリサイクルを促進する	(1) 資源物のリサイクル促進				

基本理念	基本目標	町の取組(施策)
3 快適で暮らしやす	3-1 環境汚染を防止する	(1) 公害の防止
いまち(生活環境)		(2) 環境汚染の監視
		(3)汚水処理
	3-2 生活環境を保全する	(1) ごみのポイ捨て・不法投
		棄の防止
		(2) 地域の美化活動の推進
		(3) あき地・空家の適正管理
		(4)動物の適正飼育
4 豊かな自然と共生	4-1 自然環境の保全と活用	(1) 自然環境の保全
するまち(生物多様		(2) 開発と保全の調和
性)		(3) 自然とのふれあい
		(4) 外来生物·有害鳥獣対
		策
5 ともに学び行動す	5-1 環境教育・学習の推進	(1) 環境に関する情報の提
るまち(学習・協働)		供
		(2)学びの機会の提供
	5-2 協働による活動の推進	(1) 環境活動への支援
		(2) 環境基本計画の推進

基本理念 1



脱炭素化に取り組むまち

(温暖化対策)

(宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))

基本目標 1-1 温室効果ガス排出量を削減する (緩和策)

基本目標 1-2 進行する気候変動に適応する(適応策)

目標管理項目				
項目	基準 (2013 年度実績)	中間目標(2025 年度目標)	最終目標 (2030 年度目標)	
温室効果ガス排出量	9 7 ↑ t-CO2	6 4 ↑ t-C02	5 2 千 t-CO2	
森林整備面積 (単年度)	1 6 ha	2 3 ha	3 O ha	

















■地球温暖化対策計画(区域施策編)とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」では「地方自治体はその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するもの(第21条)」とされており、本町では平成18(2016)年から5年ごとに「宇治田原町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」を策定しています。

また、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める(第 19条)」ため、平成 25 (2013) 年策定の「宇治田原町環境保全計画(第 2 期)」中の温暖化対策に関する項目を「宇治田原町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」に位置付けました。

第3期計画でも地球温暖化対策に関する項目を「宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)(以下、「区域施策編」という。)」に位置付けています。

■計画の期間

区域施策編の計画期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とし、環境基本計画同様、必要に応じて期間の中間(5年)で見直しを行います。

■計画の対象区域、対象とする温室効果ガス及び把握する排出量

区域施策編の対象区域は、宇治田原町内全域です。また、対象とする温室効果ガスの種類と把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、宇治田原町内の排出量のうち、把握可能な部門・分野とします。

温室効果ガスの種類	温暖化係数	用途・排出源	性質
二酸化炭素 (CO2)	1	化石燃料の燃焼など	代表的な温室効果ガス
メタン(CH4)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め 立てなど	天然ガスの主成分で、常温で気 体。よく燃える。
一酸化二窒素 (N20)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。
ハイドロフルオロカーボ ン類(HFCs)	1,430など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷 媒、化学物質の製造プロセスなど	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。
パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390など	半導体の製造プロセスなど	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。
六フッ化硫黄(SF6)	22, 800	電気の絶縁体など	硫黄の六フッ化物。強力な温室効 果ガス。
三フッ化窒素 (NF3)	17, 200	半導体の製造プロセスなど	窒素とフッ素からなる無機化合物、強力な温室効果ガス

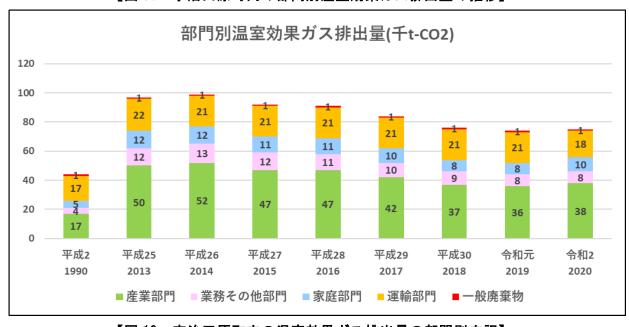
【表5 対象とする温室効果ガスの種類】

(全国地球温暖化防止活動センター資料から作成)

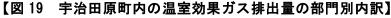
■温室効果ガス排出量の推移

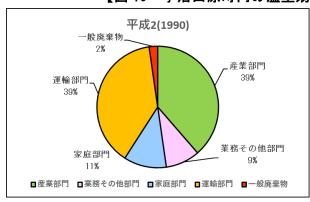
第1期計画期間の最終年度であり、現在の温室効果ガス排出量削減目標の基準年とされる平成25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量はおよそ97千 t-C02で、温室効果ガス排出量の集計が開始された平成2 (1990) 年度と比較して約45.4%増加しています(最高は平成26 (2014) 年度の99千 t-C02)。平成初期は工業団地や住宅地が造成され、事業所や人口が増加した時期です。また、平成23 (2011)年の東日本大震災で原子力発電所が停止され、火力発電が増加したことから、温室効果ガス排出量が増加しています。その後、太陽光等再生可能エネルギーの普及や原子力発電所の再稼働などにより温室効果ガス排出量は減少し、令和2 (2020)年度は75千 t-C02と、平成25 (2013) 年度から22.7%減少しています。

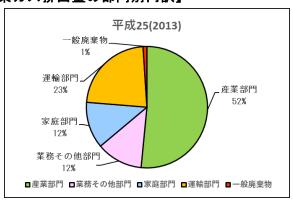
なお、本計画に用いる温室効果ガス排出量は環境省が提供する「自治体排出量 カルテ」によります(1990年度分は環境省地方公共団体実行計画策定・実施支援 サイトより)。



【図 18 宇治田原町内の部門別温室効果ガス排出量の推移】







(自治体排出量カルテより作成)

平成 2 (1990) 年度と平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量の部門別内訳を比較すると、業務その他部門や家庭部門はあまり変化がないのに対し、産業部門が大幅に増加しています。産業部門の中では製造業に関する排出量が大幅に増加しており、その結果、運輸部門の排出量は増加しているものの、産業部門が増加したため、排出量全体に占める割合が低下しています。原因として宇治田原工業団地や緑苑坂テクノパークが造成され、事業所が大幅に増加したことが考えられます。

【表 6 部門別温室効果ガス排出量(千 t-C02)】

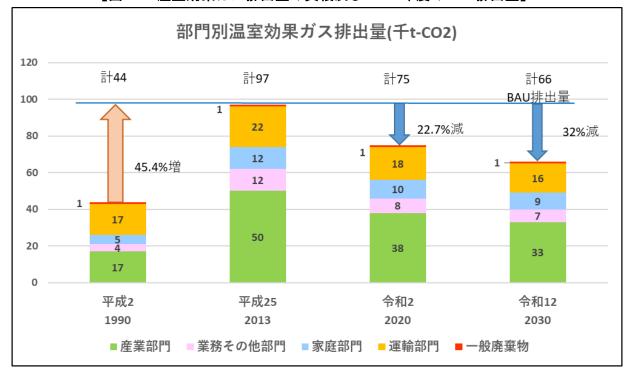
			平成2 1990	平成25 2013	令和2 2020
産業部門	製造業		16	48	34
	建設・鉱業		1	1	0
	農林水産業		0	1	4
	小計		17	50	38
業務その他	業務その他部門		4	12	8
家庭部門			5	12	10
運輸部門	自動車	旅客	7	11	8
		貨物	9	10	9
鉄道		1	1	1	
小計		17	22	18	
一般廃棄物		1	1	1	
	合計	·	44	97	75

(自治体排出量カルテより作成)

■温室効果ガス排出量の将来推計

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」では、実行計画の策定をサポートするための各種マニュアルやツールが提供されており、将来の温室効果ガス排出量の推計や削減目標作成を行うことができます。最新の排出量である令和 2 (2020) 年度実績をもとに、対策を実施しなかった場合の排出量として、2030 (令和12) 年度の排出量を推計したものが「BAU排出量」※39です。令和12 (2030) 年度の活動量(推計人口)が7,786人となった場合の排出量は約66千t-C02になるものと推計され、平成25 (2013) 年度と比較して32%、令和2 (2020)年度と比較して12%削減されていることになります。

なお、令和 12 (2030) 年度の「BAU排出量」は、社会保障・人口問題研究所 が作成した令和 12 (2030) 年度の推計人口により算出したものです。

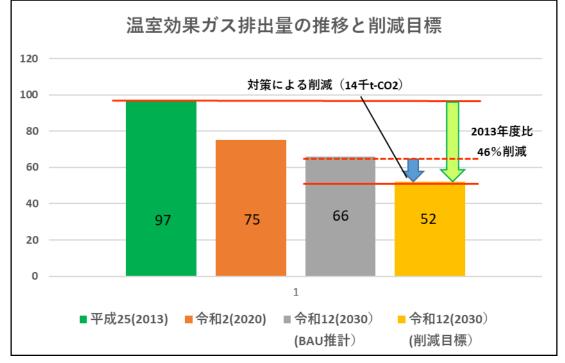


【図 20 温室効果ガス排出量の実績及び 2030 年度の BAU 排出量】

(自治体排出量カルテより作成)

■温室効果ガスの削減目標

この削減目標を達成するためには、様々な取組が必要となります。



【図 21 温室効果ガス排出量の削減目標】

(自治体排出量カルテより作成)

■温室効果ガス排出量削減のための対策

電力使用に伴う温室効果ガスの排出量は、町内での年間排出量の3割以上を占めており、再生可能エネルギーの導入量を増加させることは排出量の削減にとって重要と考えられます。

人口の減少に比例して電力使用量が減少し、さらに、電力の使用に伴う温室効果ガスの排出係数を国の地球温暖化対策計画で目標とする令和 12 (2030) 年度の係数を適用することで一定の削減が見込めますが、削減目標を達成するために必要な太陽光発電など再生可能エネルギーによる発電量は、町の補助金で設置される家庭用太陽光パネル分を差し引いてもおよそ 15,000MWh となります。ただし、これは単純に人口の減少率から算出した数値であるため、実際には事業所や設備の増減、省エネ化などにより変動すると考えられます。

今後、再生可能エネルギーによる発電量を増加させるためには、家庭用だけでなく、公共施設や事業所への設備の設置を推進することが重要です。

基本目標 1-1 温室効果ガス排出量を削減する

再生可能エネルギーの利用促進や家庭・事業所の省エネルギー化、森林の適 正管理により温室効果ガス排出量の削減を図ります。

町の取組 (施策)

(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発

- ・宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)の進行管理を行い、適時見直しながら目標達成に向けて計画を推進します。
- ・町広報等を活用し、住民や事業者に温暖化対策の推進等に関する意識を高める ための啓発を行います。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

- ・「脱炭素促進地域」への認定申請や「再生可能エネルギー促進区域」の指定等、 再生可能エネルギーの利用促進を図る方策を検討します。
- ・国、府、町の支援制度を最大限活用し事業所や家庭への再生可能エネルギー設備 の導入を推進します。
- ・PPA などによる公共施設や事業所への再生可能エネルギー施設の設置を促進する方法を検討します。
- ・公共施設への充電設備の設置などにより電気自動車等低公害車の普及促進を図ります。

(3)省エネルギー化の推進

- ・国の支援制度等を活用し、事業所や住宅の省エネルギー化を促進する方策を検 討します。
- ・省エネ家電への買い替え促進を図る方策を検討します。
- 新設する公共施設には BEMS や ZEB を導入します。

(4)公共交通の利用促進

・町営バス等、住民の足となる公共交通を確保し、その利用促進を図るととも に、地域、交通事業者、行政の連携と役割分担による広域的な公共交通を支 える体制づくりを検討します。

(5) 森林の適正管理

- ・森林環境譲与税※40を最大限活用し、放置林での森林施業を促進します。
- ・森林施業による二酸化炭素の吸収量を算出し、クレジット化等森林所有者の 利益を確保する方策を検討します。
- ・町内産・府内産木材の利用を促進します。

(6)廃棄物の削減(基本目標2関連)

・焼却処理される一般廃棄物の排出量を削減します。

事業者の取組

- ・町が実施する温暖化対策に協力します。
- 事業所の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・事業所に再生可能エネルギー施設を設置するよう努めます。
- ・事業所での節電や廃棄物の削減に努めます。
- ・原料や物品の調達、製品製造や出荷において環境負荷の低減に努めます。
- ・低公害車の導入に努めます。
- ・地域での温暖化対策への取り組みに貢献するよう努めます。

住民の取組

- ・不要な照明や電源を落とすなど意識して節電に努めます。
- ・無駄な買い物や食品ロスの発生を防ぎ、ごみの削減に努めます。
- ・リサイクル可能なものはできるだけ資源物収集や古紙回収などに出します。
- ・家電製品を省エネ性能の高いものに更新し、家電リサイクル対象品は温室効果ガスが大気中に放出されないよう、適正にリサイクルします。
- ・自宅の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・電気自動車等、低公害車の導入に努めます。
- ・環境負荷の低い商品の購入や地元農産物の利用に努めます。
- ・公共交通機関の利用に努めます。
- ・地球温暖化に関する公的機関の情報に関心を持ち、常に意識して行動するよう努めます。

基本目標 1-2 進行する気候変動に適応する

現に進行する温暖化による気候変動に対し、命や健康、産業などを守るための手立てを講じる必要があります。

町の取組(施策)

(1) 熱中症対策

- ・町広報等を通じて夏期の熱中症予防について啓発します。
- ・環境省の「熱中症警戒アラート」の活用を推進します。
- ・町の公式アカウントから SNS を活用した情報発信に努めます。

(2) 災害対策

- ・様々な手段を用いた災害対策に関する情報を発信します。
- ・災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理体制の構築を図ります。
- ・災害の要因となる無謀な開発が行われないよう監視し、事業者に適切な指導 を行います。
- ・防災パトロール等で町内の危険箇所を把握し、改良工事等必要な措置を行います。

事業者の取組

- ・事業所の適切な温度管理等労働環境の整備により従業員の熱中症の予防に努めます。
- 事業所内を常に点検し、災害発生時の事故のリスク低減に努めます。
- ・災害発生時に危険物や有害物質が漏洩しないよう安全管理に努めます。
- ・悪天候等災害発生の可能性が高い場合は自宅待機や早退等従業員の安全確保 に努めます。

住民の取組

- ・気象情報や熱中症警戒アラートなどの情報を収集し、猛暑日での不要な外出 を控える等、熱中症の予防に努めます。
- ・防災マップ等で町内の危険箇所を把握し、災害発生時のリスク低減に努めます。
- ・日ごろから避難体制や避難箇所等について想定し、災害発生時に速やかに行動できるよう備えます。
- ・住宅内を整理し、不用品を処分することで災害廃棄物の発生を抑制するよう 努めます。

基本理念2



ごみの削減に取り組むまち

(循環型社会)

基本目標 2-1 ごみを削減し適正に処理する

基本目標 2-2 資源のリサイクルを促進する

目標管理項目						
項目	基準 中間目標 最終目標 (2022 年度実績) (2027 年度目標) (2032 年度目標)					
家庭ごみ排出量 (1人1日あたり)	6 2 0 g	6 0 0 g	580g			

※町が家庭ごみとして収集した可燃及び不燃ごみの合計(埋立・土砂除く)















基本目標 2-1 ごみを削減し適正に処理する

環境衛生を保持し人の健康を守るためにはごみを適正に処理する必要があり、収集運搬体制の整備や意識啓発を進めます。

町の取組 (施策)

(1) ごみの排出量削減

- ・住民や事業者に対し資源物のリサイクルを促進し、ごみとして処分される量が 削減されるよう啓発を行います。
- ・「食品ロス」を削減する方策を検討します。
- ・生ごみが削減されるよう、「生ごみ処理機」の設置を促進します。
- ・城南衛生管理組合及び構成市町とともにごみの削減方法について検討します。

(2) 家庭ごみの適正処理

- ・「ごみの出し方ハンドブック」や「ごみの分け方・出し方チラシ」を発行し、ご みの分別や適切な処理について啓発します。
- ・町の広報紙やホームページで適時テーマ別の情報を発信します。
- ・町ホームページのごみ分別検索機能の充実を図ります。
- 適切に分別し排出された家庭ごみを直営または委託により収集運搬します。
- ・近隣の市町とともに一部事務組合城南衛生管理組合を運営し、一般廃棄物を適 正に処理します。
- 「ふれあい収集」でごみの排出が困難な方を支援します。
- ・大量にごみを処分する場合は城南衛生管理組合処理場への自己搬入や、町が許可した一般廃棄物処理業者へ委託するよう啓発します。

(3)事業ごみの適正処理

- ・事業者に対し、事業活動で発生した一般廃棄物を自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託して適切に処理するよう啓発します。
- ・零細業者や個人事業者に、事業系一般廃棄物を家庭ごみと区別して処理するよう啓発します。

(4) ごみの野焼き

- ・家庭や事業所のごみを法の基準を満たさない設備で焼却処理しないよう啓発します。
- ・農家に対し農地等での野焼きを実施しないよう啓発します。

事業者の取組

- ・リサイクル可能なものはできるだけ再資源化に努め、ごみの排出量削減に努めます。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物を区別して適切に処分します。
- 家庭ごみと事業ごみを区別して処分します。
- ・一般廃棄物は自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託して処分 します。
- ・廃棄物を不適切な方法で焼却処分しません。
- ・町が実施する一般廃棄物処理施策に協力します。

住民の取組

- ・無駄な消費を減らし、食品ロスの削減に努め、ごみの排出量を削減します。
- ・生ごみ中の水分を減らし、軽量化に努めます。
- ・リサイクルできるものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・町の分別や排出ルールに従い、適切に排出します。
- ・一度に大量のごみを処分する必要があるときは、城南衛生管理組合処理場への自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託します。
- ・ごみステーションを利用者で維持管理し清潔の保持に努めます。
- ・ごみを自ら不法投棄しないよう、また、不法投棄されるおそれのある違法な 処理業者に処理を依頼しません。
- ・町が実施する環境衛生保全事業に協力します。

基本目標 2-2 資源のリサイクルを促進する

「ごみ」として処理されるものを減らし、循環型社会を構築するためには、できるだけ資源としてリサイクルを促進する必要があります。

町の取組(施策)

(1) 資源物のリサイクル促進

- ・町が資源物として指定している分別方法に従って排出されるよう住民に啓発 します。
- ・紙ごみ等、地域の古紙回収で対象としているものはできるだけごみとして排出しないよう啓発します。
- ・地域での古紙等の集団回収に対して補助金を交付し、その活動を支援します。
- ・廃食用油及びペットボトルキャップの拠点回収を推進します。
- ・小型家電製品を役場等で拠点回収しリサイクルを推進します。
- 家電リサイクル対象品の処理方法を周知し、適切なリサイクルを推進します。
- ・充電池及びバッテリー等の処理困難物を拠点回収し、適切なリサイクルを推進します。
- ・城南衛生管理組合による剪定枝チップ化物の配布について広報し、資源循環 を推進します。
- ・容器包装物以外のプラスチック製品の分別回収を城南衛生管理組合及び構成 市町と協調し推進します。
- ・城南衛生管理組合の「ボトル to ボトル事業」に協力し、再資源化率が向上するよう適切な排出方法について啓発します。

事業者の取組

- ・リサイクル可能なものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・リサイクルしやすい素材や構造の製品開発や販売に努めます。
- ・町が実施するリサイクル促進事業に協力します。

住民の取組

- ・紙ごみは地域の古紙回収に出すように努めます。
- ・資源物は正しく分別しそれぞれの収集日に排出します。
- ・町が実施するリサイクル促進事業に協力します。

基本理念3

快適で暮らしやすいまち (生活環境)

基本目標 3-1 環境汚染を防止する

基本目標 3-2 生活環境を保全する

目標管理項目					
項目	基準 中間目標 最終目標 (2022 年度実績) (2027 年度目標) (2032 年度目標)				
田原川の水質	「河川」類型Aを維持	同	同		
汚水衛生処理率	82.8%	8 5 %	8 7 %以上		
狂犬病予防注射接種率	6 5 %	6 7 %	7 0 %以上		

- ※田原川の水質は最下流の調査地点である「蛍橋」による
- ※維持するべき水質は「生活環境の保全に関する環境基準 (河川)」とする











基本目標 3-1 環境汚染を防止する

開発の進展に伴い事業所や交通量が増加すると、環境汚染が懸念されますが、良好な生活環境を守るためには様々な対策が必要です。

町の取組(施策)

(1) 公害の防止

- ・事業所の設置計画に対して、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に配慮する よう指導します。
- ・規制の対象となる「特定施設」を設置する事業所に届け出を行い、規制基準 を遵守するよう指導します。
- ・「環境保全協定」※41を締結した事業所に協定内容の遵守を求めます。
- ・騒音や臭気等について周辺から苦情があった場合は、発生源の事業所に対策 と改善を求めます。
- ・事業場から汚染物質や濁水等の漏洩があった場合は原因者に対策と今後の事 故防止を指導します。
- ・ごみの野焼きをしないよう啓発し、行為者に指導します。

(2)環境汚染の監視

- ・町内の河川や地下水を検査し、水質を監視します。
- ・交通量の増加で騒音の増大が懸念される場合は騒音測定を行います。
- ・環境汚染の検査結果の情報を公開します。

(3) 汚水処理

- ・事業所や民家からの排水が適切に処理されるよう、公共下水道への接続や合併 処理浄化槽の設置を促します。
- ・浄化槽の機能が適切に維持されるよう、管理者に指導します。

事業者の取組

- ・各種公害防止法や京都府環境を守り育てる条例に規定する特定施設を設置する場合は、規定に基づき設置届等の手続きを行います。
- ・騒音や振動等の規制基準を遵守するとともに、環境基準に配慮し、周辺環境 の保全を図ります。
- ・地域住民等から騒音や臭気について苦情があった場合は対策を講じて解決に 努めます。
- ・公害防止の設備は早めに更新し、公害の発生を防止するよう努めます。
- 事業場内を点検し、濁水や汚染物が場外に漏洩しないよう努めます。
- ・有害物質等の保管状況を把握し、不要になったものを速やかに適切に処分することで環境汚染の防止を図ります。
- ・漏洩事故等が発生した場合は関係機関に速やかに連絡し、その指示に従って 対応します。
- ・地域住民の声に耳を傾け、信頼を得られるよう努めます。

住民の取組

- ・公共下水道整備区域では下水道に接続し、その他の地域では合併処理浄化槽を設置して、生活排水を適正に処理します。
- ・浄化槽は法定検査を受検し、必要なメンテナンスにより適正に維持管理します。
- 汚水や油等を直接河川等に流さないようにします。
- 自宅からの騒音や臭気等、近隣の迷惑とならないよう注意します。
- ごみや草などを野焼きしません。

基本目標 3-2 生活環境を保全する

わたしたちが健康で快適な生活を送るためには、日常生活の場である地域を 清潔な状態に保つ必要があります。そのためには、住民や事業者がそれぞれの 立場で生活環境の保全に努める必要があります。

町の取組(施策)

(1) ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

- ・ポイ捨てに悩む住民へポイ捨て禁止看板を提供します。
- ・不法投棄が頻発する箇所に警告看板や監視カメラを設置し監視します。
- ・山林や農地の所有者や管理者に不法投棄の予防について啓発します。
- ・関係団体等の協力を得て不法投棄の情報を収集します。
- ・不法投棄の行為者に対し行為の中止や廃棄物の回収を指導します。

(2) 地域の美化活動の推進

・地域で実施されるクリーンキャンペーンや清掃活動を支援します。

(3) あき地・空家の適正管理

- ・あき地の所有者に対し、除草するなど適切に管理するよう指導します。
- ・空家の利活用を支援し、適正な管理を促します。

(4)動物の適正飼育

- ・犬の飼い主に対し、登録や各種手続きを行うよう啓発します。
- ・狂犬病の予防接種をしていない飼い主に指導し、接種率の向上を図ります。
- ・動物の飼い主に対し、終生飼育や周囲への配慮について啓発します。
- ・動物を餌付けしないよう啓発します。
- ・猫の室内飼育を推奨し、去勢・避妊手術への補助制度創設を検討します。

事業者の取組

- ・事業所内の清潔を保持し、事業所周辺の環境保全に努めます。
- ・地域の環境保全活動に協力します。

住民の取組

- ・日常的に居住地周辺の清潔保持を心掛け、地域で実施される清掃や環境保全活動に協力します。
- ・山林や農地など所有・管理する土地への不法投棄の防止に努めるとともに、不 法投棄された場合は自らごみを適切に処分します。
- ・外出先にごみ箱等がない場合は自宅へ持ち帰ります。
- ・所有・管理している土地や家屋を適切に管理します。
- ・動物は責任をもって終生飼育に努めます。
- ・犬を飼育する場合は登録等の手続きや予防接種を実施します。
- ・動物の飼育にあたり、周辺に配慮します。
- 自ら責任をもって飼育できない動物を餌付けしたり、捨てたりしません。

基本理念4



豊かな自然と共生するまち (生物多様性)

基本目標 4-1 自然環境の保全と活用

目標管理項目				
項目	基準	中間目標	最終目標	
レッドリスト等の更新	2002 年度実績) 2004 作成	(2027 年度目標)(2032 年度目標)分野ごとに順次作成・公開		
生物多様性地域戦略	(2018 一部修正) 未策定	調査研究策定・公開		
担い手認定農業者	4 8 人	50人	5 3 人	









基本目標 4-1 自然環境の保全と活用

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人類に食料や安全、文化などの恵みをもたらすものであり、多様な生物の生息・生育環境を将来世代に引き継ぐことは我々の責務です。

町の取組 (施策)

(1) 自然環境の保全

- ・町内の野生生物の生息状況を継続的に調査し、希少生物等の情報を蓄積します。
- ・調査や保全にあたり、環境省や京都府その他の研究機関、団体等と連携します。
- ・生物多様性保全の基本方針となる「宇治田原町生物多様性地域戦略」を策定します。
- ・生物多様性の価値や保全の重要性について啓発します。
- ・野生生物の過剰な採取や生息区域外からの持ち込み、放出を行わないよう啓発 します。
- ・町有林を生物多様性保全の場として保全管理します。
- ・農薬や肥料を適正に使用することで環境負荷の低い農業を振興します。

(2) 開発と保全の調和

- 開発計画に対し町内の自然環境の保全に配慮を求めます。
- 公共事業では生物多様性の保全に配慮した工法や材料を用います。
- ・調和のとれた開発が行われるよう、適正な土地利用を都市計画で誘導します。
- ・違法な開発行為を監視し、行為者には適正な対応をとるよう指導します。

(3) 自然とのふれあい

- ・町有林や末山・くつわ池自然公園を生物多様性の保全や自然とのふれあいの場として活用します。
- ・エコツーリズム等により豊かな自然にふれる機会を提供します。

(4) 外来生物・有害鳥獸対策

- 特定外来生物の指定や拡散についての情報を提供し注意喚起を行います。
- ・環境省や京都府等と連携し、外来生物の分布状況の把握や防除方法の検討を行います。
- ・猟友会や猿追い払い隊、モンキードッグ飼育者等と連携し、地域住民による有害鳥獣対策を支援します。
- ・農地の集積化や農業後継者の育成により荒廃農地を解消し、有害鳥獣の進出を 防止します。

事業者の取組

- ・生物多様性の保全を経営課題ととらえ事業活動を行うよう努めます。
- ・「きょうと生物多様性センター」や「京都モデルフォレスト協会」の活動に賛同し、生物多様性の保全に資する活動に参加するよう努めます。
- 事業所の設置や開発事業計画では、地域の自然環境保全に配慮します。
- 事業所内に緑地帯を設け、多様な生物が生息できるよう管理します。
- ・事業所で特定外来生物を確認した場合は関係機関に連絡し、防除に協力します。

住民の取組

- ・町内の自然環境の調査や保全活動に協力します。
- 過剰な野生生物の採取や生息環境を破壊しないよう努めます。
- 野生動物を餌付けしたり、ペットと接触する機会がないよう注意します。
- ・商品の購入やサービスの契約等において、自然環境や生物多様性の保全に取り 組む事業者を選ぶよう努めます。
- 飼育している生物や町外から持ち込んだ生物を野外に放出しません。
- ・自宅で特定外来生物を確認した場合は関係機関に連絡し、防除に協力します。

自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念5



ともに学び行動するまち

(学習・協働)

基本目標 5-1 環境教育・学習の推進

基本目標 5-2 協働による活動の推進

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標(2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
環境学習の実施 (回数及び参加者数)	13回 125人	16回	20回200人

※「環境学習」はエコパートナーシップうじたわら主催分(総会、自然観察会等)と教育 委員会、学校その他の団体主催分の合計





基本目標 5-1 環境教育・学習の推進

環境を保全し活用するには、町内の環境がどのような状況にあるのか、どのような価値があるのかという情報発信を行い、学ぶ機会を提供する必要があります。

町の取組(施策)

(1)環境に関する情報の提供

- ・環境に関する情報を住民や事業者に対し、あらゆる媒体を通じて発信することで意識を高めるための啓発を推進します。
- ・本町の豊かな自然環境などをまちの魅力の一つとして広く発信します。

(2) 学びの機会の提供

- ・次代を担う子どもたちや大人など、様々な世代の住民が環境について学ぶ機会を提供します。
- ・環境省や京都府等が主催する環境学習や体験、自然や環境について学ぶことができる施設に関する情報を広く周知します。
- ・団体等と連携して自然観察会を開催するなど、町内の環境について学ぶ機会 を提供します。

事業者の取組

- ・従業員を対象に環境について学ぶ機会を設けるよう努めます。
- 町内で開催される環境学習に関する情報を従業員に提供するよう努めます。
- 事業所見学や研修など、環境学習の実施に協力するよう努めます。
- ・環境に関する最新の情報を収集し、知識をアップデートするよう努めます。

住民の取組

- ・町や各種メディアを通じて、環境に関する情報に関心を持ち、知識をアップ デートするよう努めます。
- ・町やその他の団体等が開催する環境学習に参加するよう努めます。

基本目標 5-2 協働による活動の推進

環境保全活動は町(行政)だけではなく、事業者や住民等が意識を共有し ともに行動することが必要です。

町の取組(施策)

(1)環境活動への支援

- ・「エコパートナーシップうじたわら」に参画し、その活動を支援します。
- ・地域や町内で活動する環境保全や清掃美化団体の活動を支援します。
- ・住民や事業者に環境活動への参加に関する情報を提供します。

(2) 環境基本計画の推進

- ・環境基本計画の進捗状況を管理し、計画を推進します。
- ・国や京都府などの環境施策の動向や町内の環境を取り巻く動きを注視し、必要に応じて基本計画の見直しを行います。
- ・計画に基づき環境に関する施策を実施します。

事業者の取組

- ・町の環境施策の推進に協力します。
- ・地域の環境保全活動に協力します。

住民の取組

- ・環境基本計画の趣旨を理解し、町が実施する環境施策に協力します。
- ・町内や地域で実施される環境に関する活動に参加するよう努めます。

自分なりに基本目標に関する取り組みを考えてみましょう。

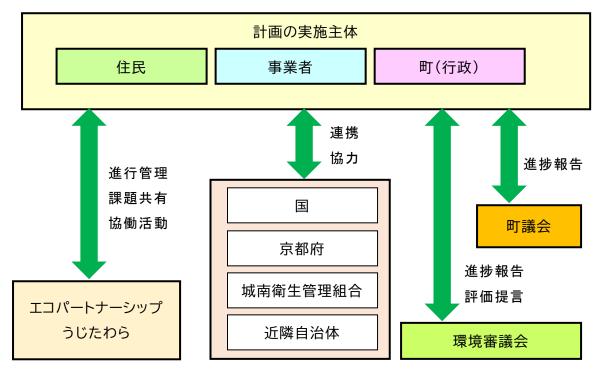
目標設定	達成

第5章

計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、確実に推進するためには、様々な主体が連携して進行 管理を行う必要があります。



【図 22 計画の推進体制】

2 計画の進行管理

本計画推進の確実性を確保するためには、定期的に進捗状況を把握し、その情報を広く公開するとともに、取組の結果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じる必要があります。

本計画の進行管理にあたっては、エコパートナーシップうじたわらとともに進行管理と課題を共有し、町議会や町環境審議会に進捗状況を報告するとともに、必要に応じて提言を受け、計画の一部見直しなどを行います。

3 目標管理項目

ここでは基本理念ごとに設定した目標管理項目を一覧として再掲します。

基本	-T E	11 14	中間	最終
理念	項 目	基準	目標	目標
		97 千 t-CO2	64 ↑ t-C02	52 千 t−CO2
4	温室効果ガス排出量	(2013 年度)	(2025 年度)	(2030年度)
1	森林整備面積	16ha	23ha	30ha
	(単年度)	(2022 年度)	(2025 年度)	(2030 年度)
2	家庭ごみ排出量	620g	600g	580g
2	(1 人 1 日あたり)	(2022 年度)	(2027年度)	(2032 年度)
TE Wester	田原川の水質	「河川」類型A※を維持	同	同
	田原川の小貝	(2022 年度)	(2027 年度)	(2032 年度)
2	3 污水衛生処理率	82.8%	85%	87%以上
3		(2022 年度)	(2027 年度)	(2032 年度)
	XT 1. 产 2 叶 2 4 4 4 5 5	65%	67%	70%以上
	狂犬病予防注射接種率	(2022 年度)	(2027 年度)	(2032 年度)
	レッドリスト等の更新	2004 作成	分野ごとに順次作成・公開	
	レットリスト寺の史利	(2018 一部修正)	刀 邦 ここに順名	人作成 - 公開
4	生物多様性地域戦略の策定	未策定	調査研究	策定・公開
4	生物多様性地域製船の東ル	本 東足	(2027年度)	(2032 年度)
担し	担い手認定農業者数	48 人	50 人	53 人
	250'丁訫化辰未日奴	(2022 年度)	(2027年度)	(2032 年度)
	環境学習の実施	13 回	16 回	20 回
5	(回数及び参加者数)	125 人	160 人	200 人
	(国奴及び参加有奴)	(2022 年度)	(2027年度)	(2032 年度)

資料編 (用語解説)

X 1

「再生可能エネルギ 一」P1

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義され、同法施行令(政令)で「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス」と定められる。

X 2

「温室効果ガス」P5

大気中には、太陽からの放射熱で加熱された地表面から放射された赤外線を吸収する性質を持つ温室効果ガスがあり、吸収された熱の一部は地表と大気上層に向けて放射される。そのため地表面は日射に加えて大気からの放射で加熱され、より高い温度となる「温室効果」が現れる。

「京都議定書」では、二酸化炭素(CO2)、メタン (CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF6)の6物質を温室効果ガスとして削減対象にしている。

X 3

「気候変動に関する政 府間パネル (IPC C)」P5

各国が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論する公式の場としてUNEP(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)の共催で1988年11月に設置された。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的、社会経済的影響の評価、今後の対策の在り方について検討しており、約1,000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1990年8月に第1次評価報告書を公表した。

X 4

「国連気候変動枠組条 約締約国会議(CO P)」P5

「気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)とは、地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、1992年5月9日に採択され、日本は平成4(1992)年6月13日に署名、1994年3月に発効した。COPは同条約締約国会議が議定書の締約国会合として年1回開催される場合の呼称で、平成9(1997)年12月に日本で開催された第3回会議(COP3)では、2020年までの温暖化対策の国際ルールとなる「京都議定書」が採択された。

※ 5 日常生活や事業活動からの温室効果ガスの排出量と、 「カーボンニュートラ 排出削減や吸収量がイコールの状態になること(炭素中 ル」P6 立)。 「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成 20 (2008) 年3月閣議決定)において、「地域の特性や循 環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成するこ とが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域 で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環 の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域 づくりを進めていく」として提示された「地域循環圏」 **×6** の考えに加え、自然の恵みである生態系サービスの需給 「地域循環共生圏」P6 でつながる地域や人々を一体としてとらえ、連携や交流 を深めて相互に支えあっていく「自然共生圏」の考え方 を包含するもので、平成30(2018)年4月に閣議決定 された「第五次環境基本計画」で新たに提唱された。 農山漁村は自然資源や生態系サービスを、都市部は資 金や人材など、各地域がそれぞれの特性に応じて補完し て支えあい、地域資源を活かした自立・分散型の社会を 形成するというもの。 令和4(2022)年4月に改正施行された地球温暖化対 策推進法に基づき、市町村が「地域の再エネを活用した 脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係 る促進区域(促進区域)」を設定し、区域内で事業者が 地域協議会での合意形成を図りつつ、市町村の計画に適 合するよう再エネ事業計画を市町村に申請し、市町村は 事業者にかわって国や都道府県と協議して同意を得たう **×** 7 えで環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計 「再生可能エネルギー 画を市町村計画に適合するものとして認定する。 導入の「促進区域」」P6 促進区域を設定するための環境配慮基準は国が定めた 基準に基づき都道府県が設定し、あらかじめ景観や動植 物の生態系に配慮すべきエリアを除外することで、再エ ネの開発による自然環境や生活環境への影響を抑え、再 エネ発電設備などが増えることによって、地域の経済・ 社会の持続的な発展が期待できる。

た。

全国では長野県箕輪町がはじめて促進区域を設定し

	廃棄物の発生を抑制するリデュース(Reduce)、再使用
	するリユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字
※ 8	をとったもので、ごみの処理による環境への影響を低減
「3 R (スリーアー	し、循環型社会を構築するために重要とされる。近年で
ル)」 P6	は、使い捨て容器などの提供を断るリフューズ(Refuse)
	と修理して長く使うリペア(Repair)を加えた「5R」
	の考え方が提唱されている。
	川などに流れ込んだプラスチックごみが波で砕かれた
	り、紫外線による分解で5mm以下の小さなプラスチック
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	片となったもの。水環境中に存在する残留性有機汚染物
※ 9	質(POPs)を吸着する性質があると言われ、海洋生態系
「マイクロプラスチッ	への影響だけでなく、POPs を吸着したマイクロプラスチ
ク」 P6	ックを水生生物が摂取することで生物濃縮され、それら
	を人が食べることによって人体に害がおよぶことが懸念
	される。
	「石綿(いしわた又はせきめん)」とも呼ばれ、主に蛇
	紋岩や角閃石の繊維状鉱物。柔軟性や耐熱性があり、ボ
	イラー暖房パイプの被覆や自動車のブレーキ、建築材へ
※ 10	の吹付による断熱材として広く利用された。しかし、飛
「アスベスト」P7	散した微細な結晶を吸引することで肺がんや中皮腫の原
	因となり、大気汚染防止法により特定粉じんに指定され
	<i>t</i> = 。
	大気中に浮遊する直径が 2.5μm 以下の微粒子(1 μm は
※11 ГРМ2. 5」Р7	│ │1千分の1mm)で、大気汚染の原因物質のひとつ。従来
	 の浮遊粒子状物質(直径 10μm 以下)よりもはるかに微小
	│ │で、吸入することで人体への影響が懸念されている。中
	│ │国大陸での大気汚染で注目を浴びたが、たばこや野焼き
	 で発生する煙にも含まれている。現在は大気汚染防止法
	│ │に基づき全国で常時監視されており、環境省の大気汚染
	│ │物質広域監視システム(そらまめくん)などで公表され
	ている。
	<u> </u>

有機フッ素化合物のうち、「PFAS」と呼ばれる1万種 類以上の物質の中でも、PFOS 及び PFOA (ペルフルオロ オクタン酸)は、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、フッ 素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用 されてきた。 難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質がある ため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留 し、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・ $\times 12$ 生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。どの程度 「PFOS(ペルフル の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確 オロオクタンスル 定的な知見がないため、予防的な取組方法の考え方に立 ホン酸)」P7 ち、2019年までに廃絶等の対象とすることが決めら れ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)」に基づき製造・輸入等を原則禁止してい る。

令和2(2020)年、厚生労働省では水道水について、 環境省では公共用水域や地下水における水質管理目標設 定項目に位置付け、PFOSと PFOA の合算値で 50ng/L 以 下とする暫定目標値を定めている。

X 13

「特別管理廃棄物」P7

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康ま たは生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有する ため、収集運搬や処理では他の廃棄物と区別し、特定の 方法による処理を義務付けているもの。廃棄物処理法施 行令ではPCB、廃水銀、感染性廃棄物、廃石綿などが 指定されている。その排出元から特別管理一般廃棄物と 特別管理産業廃棄物に区分される。

$\times 14$

「生物多様性条約締約 国会議」P7

生物多様性の保全は人類の生存には欠かせないもので あり、世界全体で取り組む必要があるため、1992年5 月に生物多様性条約が採択され、翌年12月に発効し た。

その目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要 素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の 公正かつ衡平な配分であり、先進国の資金で途上国の取 組を支援する資金援助と、先進国の技術を途上国に提供 する技術協力の仕組みがある。

国内では、条約第6条「保全及び持続可能な利用のた めの一般的な措置」に規定されている「生物多様性国家

	戦略」を平成7(1995)年に閣議決定、平成 20
	(2008)年には「生物多様性基本法」が施行された。
	条約の締約国会議(COP)はこれまで 1994 年の第
	1 回から 2022 年の第 15 回まで開催されており、特に名
	古屋市で開催された平成 22 (2010) 年の第 10 回会議
	(COP10)では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に
	関する名古屋議定書と、2011 年以降の新戦略計画(愛
	知目標)が採択された。
	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、諸国民の
	教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人
	類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関で、
※ 15	1946 年 11 月設立、1951 年 7 月に日本も加盟。国内で
「ユネスコ」P8	は、日本ユネスコ国内委員会が「ユネスコ活動に関する
	法律」に基づき、教育、科学、文化及び情報・コミュニ
	ケーションの分野で事業を実施している。よく知られて
	いるものには世界遺産活動などがある。
	NPO法人は「特定非営利活動法人」の略。阪神・淡
	路大震災(平成7(1995)年)後、ボランティア活動を
	支援する新たな制度として、平成 10(1998)年に特定
	非営利活動促進法が制定され、同法に規定する特定非営
 ※ 16	利活動を行う団体に対し法人格を付与する。法人となる
「NPO」P8	ための基準のひとつに「営利を目的としないものである
	こと」とされるが、収益を目的とする事業を行うこと自
	体は認められており、事業で得た収益は団体の構成員に
	対し収益を分配したり財産を還元せず、特定非営利活動
	に充てなければならない。
	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び本町
	で構成する一部事務組合で、一般廃棄物や資源物の中間
※17「城南衛生管理組 	処理施設、し尿処理施設を管理し、構成市町の区域内か
合」P10	ら排出されるし尿の収集処理や一般廃棄物の処理などを
	行う。構成市町の議会議員から選出された議員により組 ☆議会を構成する
	合議会を構成する。

本来生息地ではなかった場所へ自力で移動できない生 物が人為的に移されたもので、明治以降に海外から移入 された「国外由来の外来種」と、国内の他の生息地から 移された「国内由来の外来種」がある。海外からは、有 史以来、多数の動植物が産業や鑑賞目的で移入されてき たが、明治以降は特に海外との交流が活発となり、人や 物資の移動が容易になったことで多数の外来種が移入さ **X18** れ、日本の野外に生息する外国起源の生物の数はわかっ 「外来種」P11 ているだけでも約2千種にもなる。中でも、地域の自然 環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれの あるものを特に「侵略的外来種」といい、「生態系被害 防止外来種リスト」にはアライグマやオオクチバス、ア メリカザリガニなど身近で見られる生物がリストアップ されている。特に外来生物法によって規定された「特定 外来生物」は、その飼育や移動などについて厳しく制限 されている。 環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の 保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終 局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを 目標に施策を実施していくのかという目標を定めたも の。環境基準は「維持されることが望ましい基準」であ り、行政上の政策目標であるため、「規制基準」と異な **×19** り、法により規制されるものではない。人の健康等を維 「環境基準」P11 持するための最低限度としてではなく、より積極的に維 持されることが望ましい目標として、その確保を図り、 汚染が現在進行していない地域については、少なくとも 現状より悪化することとならないように環境基準を設定 し、これを維持していくことが望ましいものであるとさ れる。 規制基準は、公害に関する各種法律に基づき、事業活 動に伴い発生する騒音や振動、排水などに関する基準を 定めたもので、その適用区域として指定された区域で事 業活動を行う事業所が、騒音や振動などを発生させるも **×20** のとして指定された「特定施設」を設置した場合はその 「規制基準」P11 基準を遵守しなければならない。京都府では、法による 規制に加えて「京都府環境を守り育てる条例」に基づく 規制基準を定めている。

	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、
	「廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃
	油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不
	要物)」とされるもののうち、同法で規定される「産業
W 0.1	廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え
※21	設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
「一般廃棄物」P11	その他政令で定める廃棄物)」を除いたもの。一般廃棄
	物のうち、家庭生活に伴い排出されるものを「家庭系一
	般廃棄物」、事業活動に伴い排出されるもののうち産業
	廃棄物を除くものを「事業系一般廃棄物」として区分す
	る。
	高度経済成長に伴う「大量生産・大量消費・大量廃
	棄」によって生み出された廃棄物は増大の一途をたど
	り、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態
	も生じたため、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄
	物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図るこ
	とが重要となり、特に、一般廃棄物のうち容量で約6
	割、重量で約2割を占める容器包装廃棄物の処理が緊急
※22	
「プラスチック製容器	の課題となった。
包装物 (プラマーク)」	平成7年(1995)年、「容器包装に係る分別収集及び
P18	再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル
	法)が制定され、その後の改正により事業者から市町村
	に資金を拠出する仕組などが構築され、城南衛生管理組
	合構成市町では、平成 27 (2015) 年からプラスチック
	製容器包装物の分別回収を開始した。
	プラスチック製品の中でも、商品を梱包・収納するも
	のが対象で、「プラマーク」が表示されていることがひ
	とつの目安とされる。
※23 ГРРАЈ Р32	PPA(Power Purchase Agreement)とは電力販売契
	約という意味で、企業・自治体が保有する施設の屋根や
	遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電
	した電気を企業・自治体の施設で利用することで電気料
	金と温室効果ガス排出量を削減できる。自らの所有地を
	貸し出して第三者の事業者が設備を持つため、土地所有
	者は設備投資をする必要がない。
※24	電気自動車の略。電気を動力源に動作するため、温室
	効果ガスを排出せず、使用する部品もガソリン車等より
「EV」 P33	も少ないため、製造段階においても温室効果ガスの排出

	プラグインハイブリッド車の略。ガソリンエンジンと
※25	モーターを使い分けるハイブリッド車のうち、自宅や充
「PHV」P33	電スタンドでの充電が可能な車両。災害時には非常電源
	として利用することができる。
	「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略。断熱性
	能を大幅に向上させ、省エネと太陽光発電設備等の導入
	で年間の一次エネルギー消費量が収支ゼロとなることを
	目指した住宅。2021年 10月に閣議決定された第 6 次エ
*26	ネルギー基本計画において「2030年度以降新築される
「 ZEH(ゼッチ)」P33	 住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確
	 保を目指す」、「2030年において新築戸建住宅の 6割に
	太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府
	目標を掲げている。
	「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略。ビルにお
※27	いてZEH同様、一次エネルギー消費量を正味または概
「ZEB(ゼブ)P33	ねゼロになることを目指すもの。
※28	市町村が森林所有者から、手入れの行き届いていない
 「森林経営管理事業」	森林の経営について委託を受け、林業経営に適した森林
P34	は地域の林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森
	林は市町村が公的に管理する制度。
	日常生活や経済活動に伴い排出されるCO2等の温室
	効果ガス排出量削減するよう努力し、それでもなお排出
	される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効
	果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される
	温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。また、カー
	ボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・
	吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削
	│ │滅活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認
※29 「カーボンオフセット」P34	証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」を
	2008 年 11 月に創設し、2013 年度からは、J - V E R 制
	度及び国内クレジット制度が発展的に統合したJ-クレ
	ジット制度が開始された。J-クレジット制度とは、環
	境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン
	│&クレジット制度であり、省エネ・再エネ設備の導入や │森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を認
	証することで、家庭・中小企業・自治体等の省エネ・低
	炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での
	資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。

	「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。イン
	タートット上の各種コミュニティサイトで、ユーザーが
※ 30	情報発信や交流を図る。個人だけでなく、公共機関や企
「SNS」P35	業が情報発信やマーケティングに活用し、利用者の多い
	ものに「x (Twitter)」、「Facebook」、「LINE」、
	「Instagram」などがある。
	家庭で発生する生ごみをたい肥化したり、乾燥させる
*31	ための機械。屋外で微生物などの力でたい肥化するコン
「生ごみ処理機」P35	ポストなどとともに、町では家庭での購入に対して補助
	金を交付し、ごみの排出量の削減を図っている。
	平成 11 (1999) 年に公布されたダイオキシン類対策
	特別措置法にでは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシ
	ン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラ
	ナー PCB を含めて"ダイオキシン類"と定義されてい
	る。
	ダイオキシン類は一部の研究目的で作られる以外に
	は、ごみの焼却などの過程で自然に生成され、他に製鋼
	用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発
	生源がある。環境中に出た後の動きの詳細はよくわかっ
	ていないが、大気中の粒子などにくっついたダイオキシ
	ン類は、地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、プランク
	トンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくこと
	で、生物にも蓄積されていくと考えられている。
*32	ダイオキシン類は人工物質としては最も強い毒性を持
「ダイオキシン」P37	つといわれるが、日常の生活の中で摂取する量の数十万
	倍の量を摂取した場合であり、実際に環境中や食品中に
	含まれる量は超微量であるため、日常の生活の中で摂取
	する量により急性毒性は生じることはないと考えられ
	る。
	全国的なダイオキシン類の汚染実態を把握するため、
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、
	土壌の汚染の状況が地方公共団体によって監視されてお
	り、現在はほとんどの地点で環境基準を達成している。
	城南衛生管理組合でも、ごみの焼却施設の周辺地域で毎
	年ダイオキシン類の測定を行っている。ごみの焼却炉を
	設置する場合は、燃焼によりダイオキシン類が発生しな
	いよう、構造や焼却方法について一定の基準が設けられ

ている。

	ᄧᅔᄱᄳᅺᅛᄹᄘᄱᄱᅺᄼᄓᇆᇈᆝᅟᄼᄝᇷᅩᄴᄰ
	国 騒音規制法や振動規制法などにより、金属加工機械、
	空気圧縮機 (コンプレッサー)、破砕機などの著しい騒
	音や振動などを発生させるおそれのあるものとして指定
	されているもの。バックホウなどを用い、著しい騒音や
	振動を発生させるおそれのある建設工事は「特定建設作
	業」とされる。特定施設を設置する工場や事業場を「特
*33	定工場等」という。法に基づき指定された区域内(指定
「特定施設」P38	区域)に特定施設を設置する場合、または特定建設作業
	を実施する場合は、特定施設設置届や特定建設作業実施
	│ │届を事前に提出する必要がある。指定区域内の特定事業
	│ │所は法に規定された規制基準を遵守しなければならな
	い。なお、京都府では法で指定する特定施設に加えて
	「京都府環境を守り育てる条例」においても騒音、振
	動、悪臭に関する特定施設を指定している。
	台所や洗濯、風呂、トイレ等から流れる生活排水は、
	河川等の水質汚濁の原因の一つとなるため、生活排水処
※34	理施設では、微生物の働きなどを利用し生活排水を処理
「生活排水処理率」P39	してから公共水域に排出している。「生活排水処理率」
	は住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合
	で、下水道または合併浄化槽により生活排水を処理して
	いる場合が対象。
	台所や風呂などからの排水とし尿の両方を処理する浄
	化槽。し尿のみを処理するものは「単独浄化槽」とい
* 35	う。平成 13 (2001) 年の浄化槽法改正により、法律上
「合併処理浄化槽」P39	では、合併浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけさ
	れ、単独浄化槽は原則的に新規設置ができない。また、
	現在設置されている単独浄化槽を合併浄化槽に設置替え
	するよう努めなければならないとされる。
	「野良犬」が主に人家周辺で暮らす飼い主のいない犬
	であるのに対し、野山で人間と接触せず、自ら食料を得
*36	て繁殖している犬のこと。「やけん」又は「のいぬ」と
「野犬」P40	呼ばれる。飼い主のもとから逃亡または捨てられた飼い
	犬や猟犬の子孫と考えられる。

平成 18 (2006) 年、森林から恵みを受ける府民の参画と協働により、府民共有の貴重な財産である京都の森林を守り育てる活動を行うため「京都モデルフォレスト協会」が発足し、同 21 (2009) 年に公益社団法人に移行した。会員数は令和 5 (2023) 年 5 月時点で 265 の法人・団体、個人を数え、正会員、賛助会員、友の会会員で構成される。

×37

「京都モデルフォレス ト協会」P41

主な活動に、協会が行政と連携し、地域の森林と府民 や企業等をつなぐパイプ役となりながら、企業等に具体 的な森林活動の場所等を提示して森林づくり活動への参 加を呼びかけるとともに、企業等からの寄付金等による 森林づくり基金を設置して運営する「森林づくり基 金」、39団体の企業・大学・団体等(令和4(2022)年 11 月時点)が森林利用保全協定を締結し、連携を図り ながら森林保全活動に取り組む「企業等参加の森林づく り活動」、京都府温暖化対策条例に基づく一定の事業規 模以上の事業者による温室効果ガス排出量削減計画書の 中で森林整備による二酸化炭素の吸収量の認証を行う 「京都府森林吸収量認証」、京都府「豊かな森を育てる 府民税」を原資とし、放置され荒廃した森林において、 地域住民等が下刈りや間伐などの里山林保全活動に取り 組めるよう事前に行う「ふるさとの里山林保全活動推進 事業」などがある。

×38

「有害鳥獣」P41

	マネズミ、ハツカネズミ)とニホンアシカ等を除く海棲
	哺乳類の多くについては、他の法令で管理されているこ
	とから鳥獣保護管理法の対象鳥獣からは除外されてい
	る。また、農業または林業の事業活動に伴いやむを得ず
	行われるネズミ類、モグラ類の捕獲は、許可を要しな
	l'°
	「BAU」とは「Business as usual」の略で、温室
※ 39	効果ガス排出量の算定において、現状から追加的な対策
「BAU排出量」P50	を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量
	(現状すう勢)。
	平成 30(2018)年に成立した森林経営管理法を踏ま
	え、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガ
	ス排出量削減目標の達成や災害防止等を図るための森林
	整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、
	平成 31 (2019) 年に成立した「森林環境税及び森林環境
	譲与税に関する法律」により創設された。
	森林環境税は令和6(2024)年から個人住民税均等割
	の枠組みを用いて、国税として1人年額 1,000 円を市町
※40	村が賦課徴収し、森林環境譲与税は、市町村による森林
「森林環境讓与稅」P54	整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都
	道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び
	人口による客観的な基準で按分して譲与されている。
	森林環境譲与税は、都道府県においては「森林整備を
	実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることと
	され、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関す
	る施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
	普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充て
	ることとされている。

 $\times 41$

「環境保全協定」P65

事業活動による公害の発生を防止し良好な環境の保全 をはかるため、町と事業者が締結する協定で、昭和58 (1983) 年に策定した「宇治田原町公害防止協定」を経 て、平成 17 (2005) 年度から「宇治田原町環境保全協 定」となった。締結対象は、「京都府ものづくり産業集 積促進地域」へ立地した場合、3,000 ㎡以上の開発行為 の許可を受け立地した場合、廃棄物の処理及び清掃に関 する法律の規定により廃棄物処理業の許可を受けた場 合、各種公害防止法令及び京都府環境を守り育てる条例 に規定する特定施設を設置した場合、のいずれかに該当 する事業者。協定により事業者が果たすべき主な役割 は、規制基準の遵守、排水の水質等町が指定する項目を 測定し、町が指定する頻度により報告すること、エコオ フィス活動、グリーン購入、緑地の整備等環境保全の実 施、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、公害発生時 の対応と町への協力。特に規制基準については、法や府 条例に規定する基準値の最大 10 分の 1 の基準値を設定 していたが、工業団地においても下水道の整備が順次行 われ、排水が直接公共水域に排水されることが減少した こと、独自の基準値をクリアするために排水処理施設へ の多大な投資が必要となり、事業活動への影響が大きい など、事業者側から見直しを求める声が寄せられたた め、町環境審議会での審議を経て、令和2(2020)年に 見直しを図り、協定締結事業者と町が改めて改定後の協 定を締結した。改定後の協定では、規制基準は法又は府 条例の基準値を遵守し、それ以外は環境基準を尊重する こと、事故発生時は速やかに必要な対応や原因調査を行 うことなどが盛り込まれている。